

第4章 保育所の運営

I. 入所、保育料の決定・徴収及び滞納整理

1. 入所決定

概要説明

浜松市では、保育所入所希望者の選考時期について、新年度に入所を希望する者への一括受付及び随時受付の2種類の選考時期を設け、それぞれに受付、選考を行っている。窓口は各区、希望園は3園まで記入する書式となっている。

新年度入所希望者の選考は、例えば平成22年度4月入所の場合、後掲資料「平成22年度4月入所希望者の選考について」（P103参照）のとおり行われる。

一次選考 対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・申し込み時に外勤の就労先が判明している世帯（育休明け職場復帰時の入所希望など） ・祖父母等との同居のないひとり親世帯（一部例外を除く） ・事業所内保育が不可能で、補完的な保育可能者も不在と確認される自営業世帯 ・その他、優先順位が高いと入所会議で判断された世帯
二次選考 対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・一次選考対象世帯であったが、内定に漏れた世帯 ・一次選考募集締切以降に申し込みをした世帯
三次選考 対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・二次選考対象世帯であったが、内定に漏れた世帯 ・二次選考募集締切以降に申し込みをした世帯

随時受付は、以下の流れとなる（例 平成22年9月入所の場合）。

8/1～2 までに、各園より受け入れ可能人数の連絡

8/13 受付締切（毎月15日、休日の場合は前開庁日）

8/16,17,18 調整（各園との調整＝受け入れ可能、不能）

8/20頃まで 保護者に連絡（電話）

入所が決まった人は直接園に連絡し、面接日を決めてもらう

8/31まで着 保育料決定通知書送付

選考は各区担当課職員にて行う。選考基準は保育を要する状況により、詳細にポイント化されており、このポイントをもとに希望する保育所毎に受け入れ可能年齢、人数を確認して選考していく。4月入所の場合、基本的に両親が就業しており、保育が必要な園児であれば、入所できる優先順位は高く評定され入所できるが、年度途中の入所希望の場合、優先順位は高くても希望する保育所の空き状況が影響し、待機児童の多い区や保育所では長期間入所できない場合もあった。

特に、待機児童の問題が深刻な浜北区につき、平成21年年度途中の入所決定状況を調査した。新年度入所希望者は比較的に入所が可能であったが、8月以降に待機が増加した。8月以降の入所希望者のうち、3月までに入所を許可された児童と待機児童の数は以下のとおりである。

(単位：人)

	入所希望児童	H22/3/31 時点の状況		待機率
		入所を許可された児童	待機となった児童	
8月	16	8	8	50.0%
9月	22	9	13	59.1%
10月	34	11	23	67.6%
11月	12	4	8	66.7%
12月	7	3	4	57.1%
1月	19	3	16	84.2%
2月	13	2	11	84.6%
3月	15	0	15	100.0%
小計	138	40	98	71.0%

1 入所を許可された児童の数は、希望月入所だけではなく後月の入所も含む。例えば、8月に入所を希望する児童が3月に入所を許可された場合、8月の「入所を許可された児童」にカウントしている。なお、待機にカウントされる児童は3月末現在で待機のままであった児童を示している。

2 途中辞退者は含まない。

<分析結果>

浜北区において8月以降に保育所への入所を希望した者138人のうち、入所できたのはわずか40人(約29%)であった。

監査結果

入所選考にあたり、選考基準は適正か、選考基準の運用について区によって差異が生じてないか等の観点から、入所申込書類、入所承諾書類、選考書類の一部の閲覧と担当課職員へのヒアリングを行った。結果は以下のとおりである。

【選考基準の整備及び運用について(指摘及び意見なし)】

選考基準は詳細にポイント化されており、保育の優先度の高い順にポイント化され、担当課で各保育所の空き状況と照らし合わせ選考を行う。外部者を招いた審査会等は開かれておらず、担当課内での選考会となっているが、選考基準が詳細に決められており、

調査した範囲では、適正に執行されているものと思われた。

【地区における入所格差の是正（意見）】

待機の状況が深刻な浜北区では、年度当初で既に定員数に達し、8月までに定員の弾力化対応による上限（受け入れ可能人数）も超過していた。一方、他の地域ではここまでの状況はなく、ポイントが低くても入所できた希望者もあった。

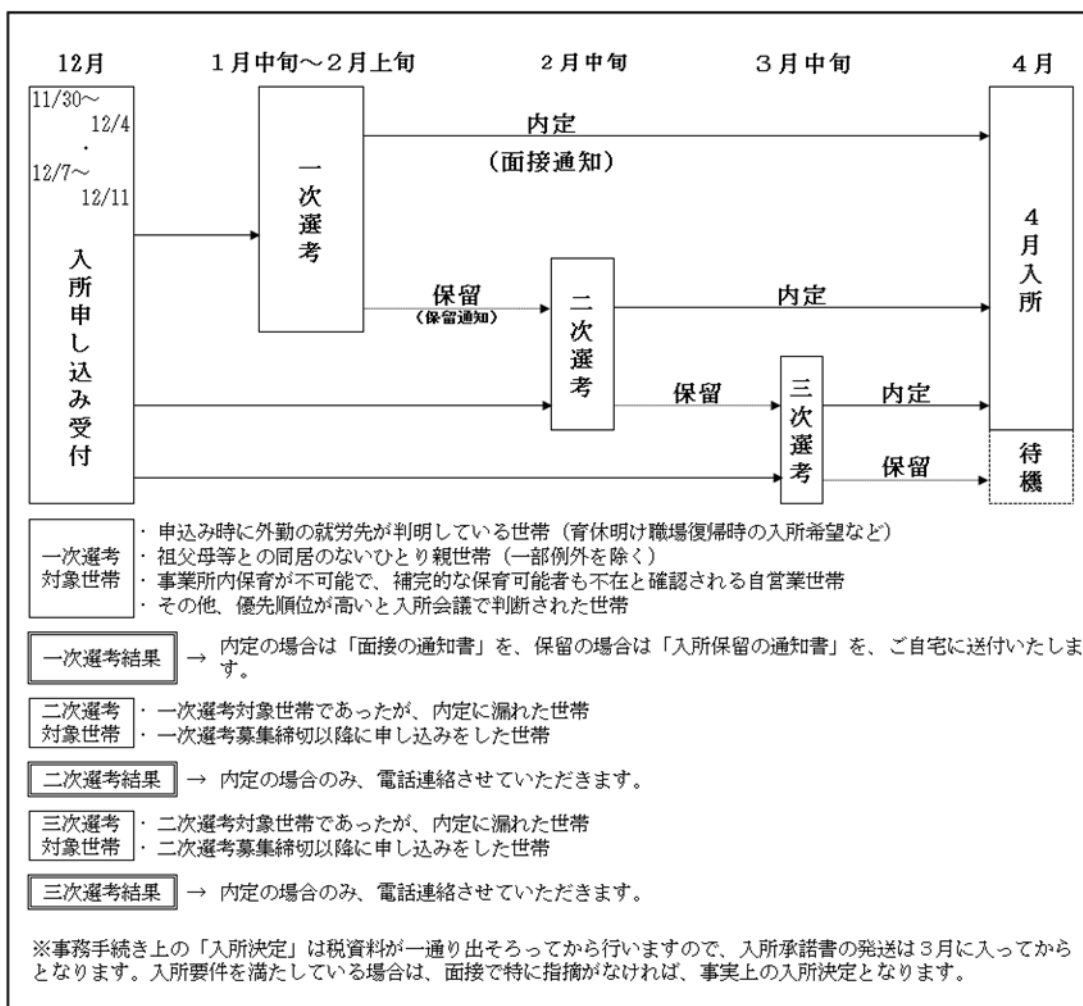
入所選考において、同じ評定ポイントであっても時期や地区によって入所の可否が分かれることは公平性の観点から問題がある。

施設整備には時間がかかるにしても、幼稚園の預かり保育を活用する、認可外保育施設との連絡体制を高めるなど、すぐにできることもあると思われる。早急に対応すべきである。

保護者各位

平成22年度4月入所希望者の選考について

浜松市では、平成22年4月入所者を、児童福祉法第24条第3項に基づき以下の通り選考します。
なお、入所可能な人数よりも申込みの多い保育所では、入所できない場合があります。
 あらかじめ、ご了承ください。



2. 保育料の決定

概要説明

(1) 保育料の決定手続

保育料は、原則として、保護者（父母等）の前年分所得税又は前年度分市町村民税の額に基づき確定する（市立保育所、民間保育所とも同一基準）。新規申込者は保育所入所申込書に前年の所得について源泉徴収票や確定申告書等の所得証明書類を添付し、継続入所者は毎年2月の入所児童現況確認書に同様の書類を添付して提出し、提出書類に基づいて保育料が決定される。なお、保育料は後掲する資料のとおりである（P108参照）。

所得証明書類は、基本的に父母の分を提出することとなっており、税額の合算により保育料を決定している。

例外としては、父のみあるいは母のみ（大抵は母子家庭の母のみ）で生活保護基準の収入（所得ではない。子供一人の場合月10万5,000円程度、二人の場合15万円程度）に届かない場合は、同居の祖父、祖母の収入の多いほうの税額合計額で判断する。また、前年の収入が0円の母（又は父母。以下この段落で同じ。）の場合でも、直近3ヶ月の収入が上記基準以上であれば、母のみで判断し、祖父母の収入は除かれるため、年度途中で母の所得証明書類が提出され、保育料の変更となるケースもある。

なお、所得証明書類の提出がない場合は、保育料は最高額で決定され、書類の提出があった時点で、確認後遡及変更される。

(2) 変更手続

所得の市民税情報との確認は、入所申込時に確認照合するほか、毎年1回住民税決定後の7月初めにデータ照合を行い、誤りがあった場合は理由に応じて変更する。増額のケースは遡及して訂正し、減額のケースは本人に連絡し、証拠書類提出後遡及して訂正となる。

本人からの申出による変更は以下のようなケースがある。

離婚、所得訂正（減額、増額）、再婚、事実婚、親族との同居、親族との別居、生活保護開始等

なお、生活保護開始については区担当者から毎月1回情報を入手しており、この情報も変更理由となっている。これらの原因に基づく変更は、原因発生後翌月1日に変更を行う。

中区について、保育料変更通知と保育解除通知の一部を確認した結果は以下のとおりであった。

保育料変更	(変更理由)	(保育料金額 (カッコ内は保育料区分))
A	母確定申告書控提出	11,000 9,100 (5 41)
B	父確定申告書控提出	27,600 12,900 (16 6)
C	H22.6.4 生活保護開始	19,200 0 (7 1)
D	母市民税申告書控提出	43,200 5,100 (16 41)
E	同上	27,600 9,100 (16 41)
F	入力ミス(専従者給与源泉税 36,780 円を入力、提出 21,300 円)	10,500 8,600 (8 7) (4月～適用)
G	同上	20,900 16,900 (8 7) (同上)
H	母+祖母にて認定 →直近3ヶ月収入が6/15提出され、 基準を上回る収入が認められたた め、母のみで算定	8,100 3,000 (33 21)
I	H22.6.7 離婚	20,900 0 (8 20)
J	母+祖父にて認定 →直近3ヶ月収入6/24提出により、 母のみで算定	38,200 3,000 (12 21)
K	H22.6.15 から夫(未届)と同居	8,100 32,200 (40 14)
L	同上	4,600 26,600 (40 14)

保育解除通知	(解除理由)
M	家庭保育可能
N	家庭保育可能
O	児童の病気
P	転居
Q	その他(里帰り出産)
R	その他(里帰り出産)

(3) 減免手続

浜松市は、浜松市児童福祉法施行細則第14条に基づく保育所徴収金減免について、「浜松市保育料の減免に関する要綱」を定め、以下に該当する場合は保育料の減免を行っている。

・浜松市保育料の減免に関する要綱

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、当該各号に定める割合により保育料を減免することができる。

- (1) 入所児童の属する世帯の生計を維持する主たる者が、失業・疾病等により著しく収入が減少した者で、当該世帯の減免申請月の前3箇月の月平均収入額（以下「認定収入額」という。）が、生活保護法による月額最低生活費に1.2を乗じて得た額（以下「認定生活費」という。）より少ない場合、認定収入額を前年の月平均収入額で除して得た比率（以下「収入減少率」という。）に現階層認定税額を乗じ階層を認定し、保育料を減免する。なお、雇用保険等の給付があるときは、認定収入額に含めるものとする。
- (2) 入所児童の属する世帯内に疾病者があり、2ヶ月以上継続して、これに必要な経費を支出し、家計に著しく影響を及ぼしている者で、認定収入額が認定生活費に減免申請期間の平均医療費（高額医療費を限度とする。）を加算した額より少ない場合、収入減少率に現階層認定額を乗じ階層を認定し、保育料を定め減免する。なお、生命保険等の給付があるときは、平均医療費からその金額を除くものとする。
- (3) 火災・風水害・地震・その他の災害により、保育料を納付することが困難になった者で、自己が所有し、かつ居住の用に供している住宅又は家財について焼失損壊等の損害（保険金・損害補填金等により補填された部分は除く）を受けた者を、別表に定めるところにより軽減又は免除するものとする。
- (4) 入所児童が特別な理由により欠席した場合は次のとおりとする。
 - ア 事故・病気等により1箇月全休したときは、当月分を全額免除する。
 - イ 伝染病等により施設長から登園停止を指示され、1箇月全休したときは、当月分を全額免除する。
 - ウ 事故・病気等により引続き月の2分の1以上休んだとき、又は伝染病等により施設長から登園停止を指示され、引続き月の2分の1以上休んだときは、当月分の2分の1（100円未満は切上げ）を減額する。
- (5) その他の理由により保育料を納付することが困難になった者は、(2)、(3)に準じる。

監査結果

保育料決定手続、変更手続、減免手続について、手続が適正に行われているか、運用が統一して行われているか、業務が効率的に行われているか等の観点から、各手続関連書類の確認、担当課へのヒアリングを行った。結果は以下のとおりである。

【変更手続事務の効率化（意見）】

変更手続は本人申請が原則となっているため、保育料の減額要因については申出が多く、増額要因である再婚、事実婚、親族との同居等は申出漏れや申出遅れが発生すると

考えられた。

所得水準が低く、児童扶養手当・母子手当、生活保護等をもたらしているケースでは、児童扶養手当等の受付窓口（同じ社会福祉課）の担当との間で、時々データのやり取りが行われるが、データのやりとりは常時ではなく、手当開始日に遡って訂正される。また、減額の場合は遡及変更分が返金手続となり、事務上煩雑となる。よって、窓口を統一するとか、2つの手続が1つの手続で行えることにするなど、対応の工夫が必要と考える。

また、市民税情報との照合についても、入所申込時と7月の年1回の確認のみであり、7月以降に所得額が変更になり本人申請が無かった場合は把握が困難であることから、市民税情報とのリンクや、市民税情報と所得税情報が一覧できるシステムの変更等、情報把握事務の簡略化と事務手続簡略化の工夫の検討が必要と思われる。

【減免決定起案書の保存年限（指摘）】

平成21年度保育料減免申請書、調定書類を閲覧し、確認を行った。確認した内では、8件（中区7件、浜北区1件。なお、南区は0件であった。）の減免申請があり、手続上の問題は無かった。減免理由としては、浜松市保育料の減免に関する要綱第2条第4号ア「病気等による登園なし」が全件であった。

ただし、中区の7件の書類確認をしたところ、減免決定起案書の保存年限が以下のとおり相違していた。統一すべきである。

1年	2件
3年	1件
5年	4件

また、過誤納金還付請求書に日付記入がなく、提出日の確認はほとんどできなかった。日付未記入の請求書を受領し、後日日付を補充することが実務上行われていると推測されるが、請求書には提出者による日付の記載を求めるべきである。

平成22年度 浜松市保育料表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月 額 保 育 料		
区分	定 義	3歳未満児	3 歳 児	4歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円		0円
2	平成21年度分 市民税非課税 世帯	20 母子世帯等	0円	0円
		21 そ の 他	3,000円 1,300円	1,900円 800円
3	平成21年度分 市民税均等割 のみの世帯	32 母子世帯等	7,100円 3,100円	4,900円 2,200円
		33 そ の 他	8,100円 3,600円	5,900円 2,600円
4	平成21年度分 市民税所得割 の額のある世帯	40 母子世帯等	10,400円 4,600円	8,100円 3,800円
		41 そ の 他	11,400円 5,100円	9,100円 4,000円
5	平成21年分 所得税	7,500円未満	13,200円 5,900円	11,000円 4,900円
6		7,500円以上 15,000円未満	15,100円 6,700円	12,900円 5,800円
		7	15,000円以上 30,000円未満	19,200円 8,600円
8			30,000円以上 45,000円未満	23,400円 10,500円
		9	45,000円以上 60,000円未満	27,300円 13,600円
10			60,000円以上 75,000円未満	31,100円 15,500円
		11	75,000円以上 90,000円未満	34,600円 19,000円
12			90,000円以上 113,000円未満	38,200円 21,000円
		13	113,000円以上 223,000円未満	41,300円 24,700円
14			223,000円以上 333,000円未満	44,400円 26,600円
		15	333,000円以上 623,000円未満	55,500円 36,000円
16			623,000円以上	66,600円 43,200円

※月額保育料欄の下段は、同一世帯から2人入所している場合の第2子の保育料です。

また、同時入所の第3子以降は無料となります。

※同一世帯に幼稚園等を利用している児童がいる場合も保育料が軽減されます。

詳しいことは、裏面の問い合わせ先にご確認ください。

※階層区分欄の所得税額の算出については、配当控除・住宅借入金等特別控除・外国税額控除等の適用はありません。

3. 収納率の状況

概要説明

(1) 収納率の推移

浜松市の保育料の収納率は以下のとおりであり、現年度分は 99%強を維持しており、滞納繰越額を含めた全体の収納率も 98%強を維持している。

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
現年度分	99.68%	99.51%	99.54%	99.66%	99.66%
全体	98.69%	98.85%	98.79%	98.96%	98.95%

(2) 収納率の他都市比較

現年度分の収納率は以下のとおりであり、政令指定都市 19 市の中で最高水準を維持できている。

順位	都市	収納率
1	浜松市	99.66%
2	名古屋市	99.43%
3	京都市	98.83%
4	川崎市	98.72%
5	北九州市	98.65%
6	静岡市	98.45%
7	新潟市	98.30%
8	さいたま市	98.25%
9	仙台市	98.18%
10	札幌市	97.94%
11	広島市	97.79%
12	千葉市	97.77%
13	相模原市	97.68%
14	横浜市	97.66%
15	福岡市	97.61%
16	堺市	97.24%
17	岡山市	97.16%
18	神戸市	97.07%
19	大阪市	95.79%

(3) 口座振替の利用状況

保育料の収納形態は以下のとおりであり、口座振替の利用が件数及び金額ともに90%程度を確保できている。

これは、保育所への入所時に口座振替手続の申請を徹底しているためである。

		H19年度	H20年度	H21年度
件数	①調定件数	98,771件	100,954件	102,811件
	②口座振替による収入件数	86,791件	89,644件	91,947件
	③納付書による収入件数	11,324件	10,810件	10,339件
	④合計収入件数(②+③)	98,115件	100,454件	102,286件
	⑤口座振替利用率 (対調定件数) (②/①)	87.87%	88.80%	89.43%
	口座振替利用率 (対合計収入件数) (②/④)	88.46%	89.24%	89.89%

		H19年度	H20年度	H21年度
金額	①調定額	2,487,409千円	2,562,331千円	2,587,751千円
	②口座振替による収入額	2,231,712千円	2,321,206千円	2,363,449千円
	③納付書による収入額	244,169千円	232,527千円	215,466千円
	④合計収入額(②+③)	2,475,881千円	2,553,733千円	2,578,915千円
	⑤口座振替利用率 (対調定額) (②/①)	89.72%	90.59%	91.33%
	⑥口座振替利用率 (対合計収入額) (②/④)	90.14%	90.89%	91.65%

(4) 収納処理の内部統制

日次の入金処理の妥当性は、次のようにチェックされている。

会計課より入手される合計入金額と、会計課経由で入手される銀行からの納入済通知書・領収済通知書の集計金額との一致をチェックする。

収納管理システムへの入力を行う。

収納管理システムへの入力結果データ(合計入金処理額)と、前述の会計課からの合計入金額との整合性をチェックする。

以上を行うことで、入金実績額の収納管理システムへの反映が網羅的にかつ正確に行われていることをチェックしている。

監査結果

収納処理事務について、収納処理の適正性確保等の視点で、関連部署へのヒアリング及び収納管理システムの使用状況の視察等の監査手続を実施した結果は以下のとおりである。

【収納処理事務の適切性（指摘及び意見なし）】

会計課の処理内容と収納管理システム上の処理内容との一致状況につき、任意の選定日付の処理内容について照合等の監査手続を実施した結果、調査した範囲では問題は認められなかった。

4. 収納管理システム

概要説明

(1) 現年度分のシステム管理

現年度分の収納管理は、納付者ごとの債権残高及び発生状況を保育課の収納管理システムで管理しており、保育課にて納付者ごとの消込処理を行っている。

(2) 過年度分のシステム管理

未納額は出納閉鎖時を経て過年度分と扱われるが、現在の収納管理システムは、当年度分（1年分）の管理はできるが、過年度分の納付者ごとの消込管理を翌年度以降継続して行うことはできない。

そのため、過年度分は、出納閉鎖の際に表計算ソフト（Microsoft Excel）等の切出データ及び紙ベースの資料として保管し、保育課で作成された台帳管理プログラム（Microsoft Access）上で収納消込処理を行う。

(3) 債権管理簿の整備状況

各区担当者は、滞納者ごとの「債権管理簿（表計算ソフトで作成）」を作成し、未納額及び折衝記録を個別に管理しているが、上述の台帳管理プログラム上で、滞納者ごとの債権管理簿を整備し、滞納繰越額の数値データや、折衝記録等の情報を管理する体制に移行中である。

(4) 機能別のアクセス制限の付与状況

収納管理システムでの収納消込処理機能について、システム上のアクセス制限は付与されておらず、不正な収納消込処理に対するシステム上の牽制が整備されていない。

現在は、保育課担当者により収納処理が行われ、仮に不正な収納処理が行われたとしても、入金チェックは日次で行われており、また、収納管理システムのパスワードが保育課及び各区社会福祉課の全職員に付与され、不正処理の実行履歴（ログ）をシステム上追跡することが可能となっており、不正な消込処理に対する組織的な牽制は確保されているとのことである。

監査結果

収納管理システムの収納処理方法及び現年度分、過年度分の管理方法につき、収納管理の有効性及び効率性が確保できているか等の視点で、関連部署へのヒアリングを行うとともに、収納管理システムの使用状況の視察等の監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

【収納管理システムの問題点（意見）】

現状の収納管理システムでは、保育料の発生翌年度以降は、過年度分の納付者ごとの消込管理を継続して行うことはできず、滞納繰越分の収納消込処理及び債権管理簿の整備等の債権管理は、別途作成されている台帳管理プログラム（Microsoft Access）によっており、業務の重複及び非効率が生じていると考えられる。

また、滞納整理事務を効率的かつ有効に実施するためには、住民情報（住民票データ、納税データ等）とのリンクは必須な機能であるが、過年度分を管理する台帳管理プログラムに住民情報とのリンクはなく、この点から考えても、業務の非効率が生じているといえる。

当該収納管理システムの機能不足について、過去に、関連部署との間で改修の検討が行われたが、多額な予算と相当な期間を要するため、改修時期は未定とされている。

しかし、手続を効率的に行うためにも、現年度分の収納管理と、滞納繰越分の収納管理及び債権管理業務を単一のシステムで行う体制を整備していく必要がある。

【機能別のアクセス制限の必要性（意見）】

現状では、収納管理システムでの収納消込処理機能について、システム上のアクセス制限は付与されておらず、不正な収納消込処理に対するシステム上の牽制が整備されていない。

システムの閲覧機能は、保育課及び各区社会福祉課の全職員に必要な機能であるが、収納消込処理機能は、特定の職員を除き必要ではなく、不正処理を未然に防止するためにも、収納消込処理機能にアクセス制限を付し、特定の職員を除き収納消込処理を物理的に不可能とする必要がある。

5. 領収書の管理方法

概要説明

領収書綴（手書）の管理は次のような領収書管理簿が整備されており、使用状況及びチェック状況が管理されている。

日付	領収証 NO.	住所	氏名	収入金額	確認欄		納付 月日	納付済 額	残額
					収納員	担当			

入金された現金と領収書（控）とを合わせて、上記の管理簿に記入し、収納員のチェックを受けるとともに、銀行口座への入金が遅滞なく行われているかについても記載することとされている。

また、毎月分の領収書（控）と上記の管理簿とを合わせて、各区振興課（会計の審査を行う担当者が在籍）に提出され、各区振興課のチェックを毎月受けている。

監査結果

領収書綴（手書）の管理方法につき、領収書の不正使用防止の観点から、関連部署へのヒアリング等の監査手続を実施した結果は以下のとおりである。

【領収書の管理方法（指摘及び意見なし）】

関連部署へのヒアリング、関係資料の閲覧及び保管場所の視察等の監査手続を実施した結果、調査した範囲では、問題は認められなかった。

6. 滞納繰越額の状況

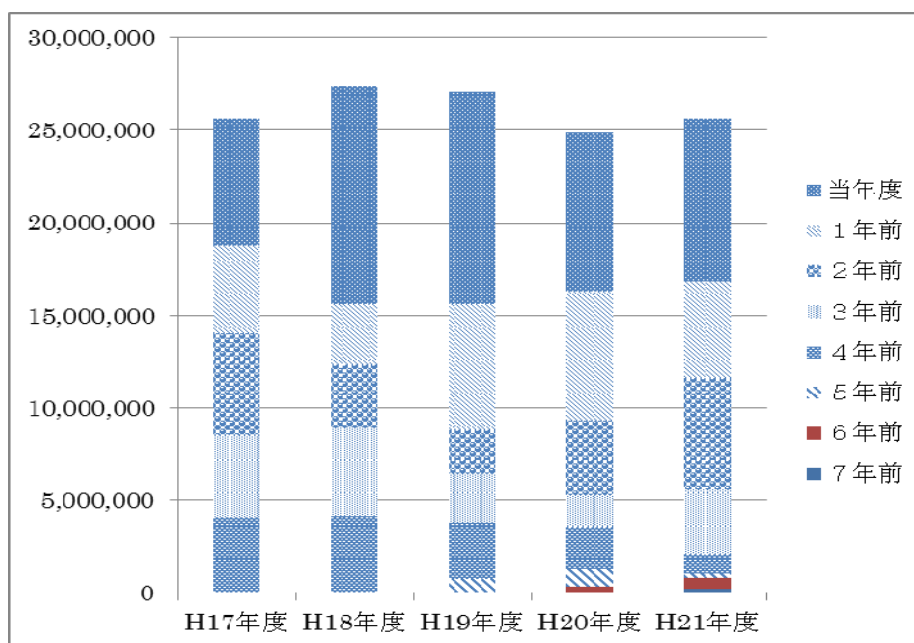
概要説明

(1) 滞納繰越額の推移

滞納繰越額の発生年度別の推移は以下のとおりであり、滞納繰越額の合計は25百万円程度で推移している。

(単位：円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
7年度前	0	0	0	0	184,100
6年度前	0	0	26,200	318,800	586,100
5年度前	60,100	42,200	679,300	924,689	223,900
4年度前	3,992,500	4,094,400	3,077,800	2,256,976	1,097,753
3年度前	4,412,400	4,775,650	2,665,126	1,775,771	3,526,014
2年度前	5,559,400	3,388,100	2,318,700	4,016,400	5,996,700
1年度前	4,774,670	3,283,000	6,832,000	6,995,400	5,217,250
当年度	6,847,700	11,822,500	11,527,900	8,598,550	8,836,000
合計	25,646,770	27,405,850	27,127,026	24,886,586	25,667,817



滞納繰越額の残高としては、平成18年度をピークに減少している。なお、従来は、発生より5年間経過した時点で時効により不納欠損処理を行っていたが、平成19年度より、後述のとおり債権回収対策課への移管を行い、分割納付誓約・分割納付計画の実行により、時効の中断件数が増加し、5年超の長期債権も残高に含まれている。

(2) 滞納繰越額の収納率

滞納繰越額に係る収納率は以下のとおりであり、25%～30%程度の水準となっている。

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
19.68%	27.71%	30.00%	31.06%	25.11%

(3) 滞納繰越額の増減状況

滞納繰越額の年度別の増減状況は以下のとおりである。

(単位：円)

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
前年度残高		27,389,470	25,646,770	27,405,850	27,127,026	24,886,586
減少	回収	5,389,800	6,446,920	8,455,124	8,894,890	6,196,499
	不納欠損処理	3,200,600	3,616,500	3,351,600	1,944,100	1,858,270
	合計	8,590,400	10,063,420	11,806,724	10,838,990	8,054,769
当年度分の新規発生		6,847,700	11,822,500	11,527,900	8,598,550	8,836,000
年度末残高		25,646,770	27,405,850	27,127,026	24,886,586	25,667,817

この滞納繰越額の増減状況を分析すると、毎年6～8百万円程度（前年度滞納繰越額の3割程度）の回収が行われるとともに、2～3百万円程度の不納欠損処理が行われ、年間で8～11百万円程度減少しているが、その一方で、毎年8～11百万円程度の滞納繰越額が新規に発生している。

(4) 債権回収対策課への移管

平成19年度より、滞納繰越額のうち、20万円以上の大口債権について、債権回収対策課へ滞納整理事務を移管している。

平成20年度及び平成21年度における移管債権の滞納整理事務の進捗状況及び回収状況は、以下のとおりである。

		平成20年度		平成21年度	
移管債権（移管時の債権額）		17件	5,534,856円	14件	4,714,853円
移管成果 （金額は移管時点の債権額）	納付誓約額	10件	3,154,700円	8件	2,123,600円
	執行停止額	1件	135,200円	3件	863,671円
	完納	2件	452,613円	1件	69,500円
	差押手続中	1件	1円	1件	1,500,682円
	調査中	4件	1,792,343円	1件	157,400円
	合計	17件	5,534,856円	14件	4,714,853円
回収実績			1,357,403円		1,259,136円

(5) 不納欠損処理の状況

不納欠損処理額及び発生年度別の推移は以下のとおりである。

不納欠損処理額

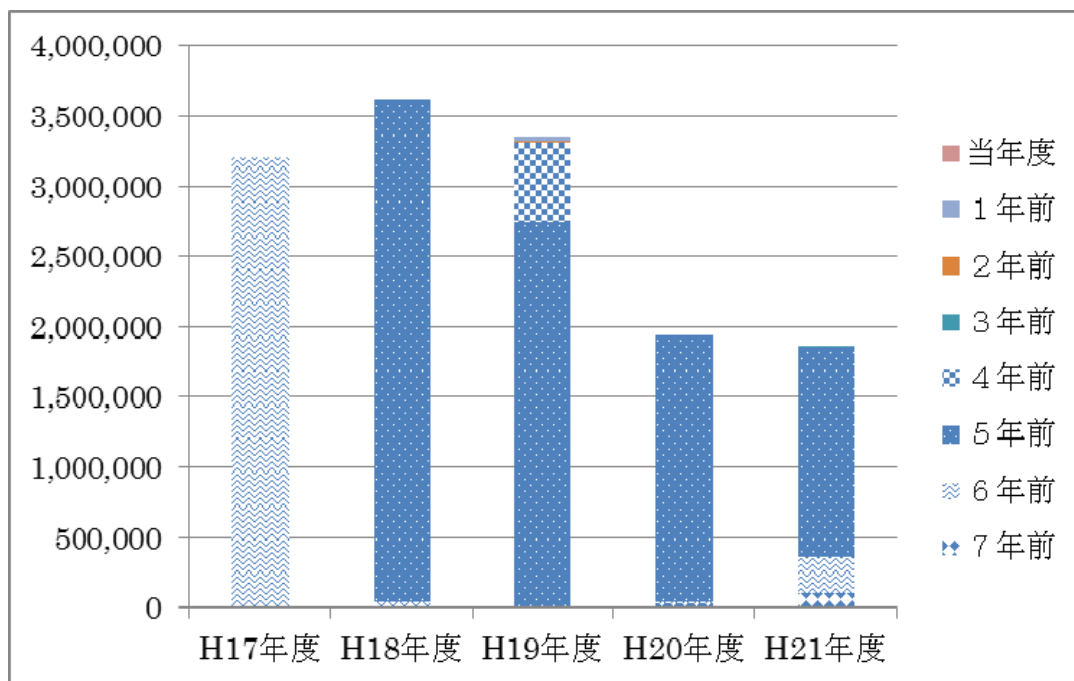
(単位：円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
処理額	3,200,600	3,616,500	3,351,600	1,944,100	1,858,270

発生年度別処理額

(単位：円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
7年前	0	0	0	26,200	104,300
6年前	0	35,600	16,000	18,900	257,100
5年前	3,200,600	3,580,900	2,730,900	1,899,000	1,493,070
4年前	0	0	566,400	0	0
3年前	0	0	0	0	3,800
2年前	0	0	12,800	0	0
1年前	0	0	25,500	0	0
当年度	0	0	0	0	0
合計	3,200,600	3,616,500	3,351,600	1,944,100	1,858,270



不納欠損処理額は、上述のとおり平成20年度より減少している。

これは、債権回収対策課が平成19年4月に新設され、浜松市の延滞債権の回収業務を一元管理できるようになり、以前は回収が進まなかった徴収困難債権に対し、回収業務

を行うことができるようになったためである。

具体的には、20万円以上の大口債権について、債権回収対策課への移管を行い、分割納付等の納付約束、細部にわたるまでの財産調査による支払能力調査が実施された。そのような回収の促進及び回収見込額の増加によって、平成20年度以降の不納欠損処理額は減少している。

なお、債権回収対策課への移管は、平成19年度より行われているが、平成19年度においては、債権回収対策課の調査手続中に、多数の債権の時効が成立したため、平成19年度の不納欠損処理額は、前年以前と同水準の金額となっている。

監査結果

滞納繰越額の状況につき、早期解消の視点で、関連部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧等の監査手続を実施した結果は以下のとおりである。

【滞納繰越額の発生状況と収納率（指摘及び意見なし）】

平成21年度末における浜松市の滞納繰越額は2,566万円と、同規模の政令指定都市と比べ低い金額となっている。これは、滞納が発生する初期段階から保護者に接触するなど、庁内で徴収率向上のために統一的な取り組みをしてきた成果ともいえる。

しかし、昨今の静岡県西部地区の経済環境の悪化に伴い、今後は滞納繰越額の新規発生が増加する懸念がある。そのため、これまで以上に滞納繰越額の解消を促進するとともに、特に現年度分からの滞納繰越の新規発生を抑制する施策を実施していく必要がある。

7. 延滞金

概要説明

(1) 延滞金に係る法律及び条例等

「地方自治法」では、延滞金について、次のように定められている。

地方自治法

第231条の3第2項

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

また、「浜松市税外収入金の延滞金に関する条例」では、次のように定められている。

浜松市税外収入金の延滞金に関する条例

第1条

この条例は、地方自治法第231条の3第2項の規定により、本市税外収入金（以下、「収入金」という）に対して延滞金を徴収するため、必要な事項を定める。

第2条

収入金を納期限後に納付する場合は、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該収入金の額が100円以上であるときは、当該金額に年10.95%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を計算して納付しなければならない。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。

(1) 延滞金が10円未満である時及び10円未満の端数の金額

(2) 納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めたとき。

(2) 浜松市の対応

浜松市では、他の中核都市でも延滞金を課していないこともあり、保育料に係る延滞金を徴収していない。

監査結果

延滞金の徴収につき、適正性確保等の視点で、関連部署へのヒアリング等の監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

【延滞金の徴収（指摘）】

「地方自治法」及び「浜松市税外収入金の延滞金に関する条例」を根拠に、ペナルティとしての延滞金を徴収することができる。また、これらの法律等では、低所得者等で延滞金の負担が滞納繰越額の解消に際して障害となる場合には、例外として延滞金を免除することができることも規定しているが、延滞金の徴収自体を停止したものではない。

支払能力がありながら滞納している保育所利用者に対して延滞金を徴収しないことは、納付期限どおり納付している善良な保育所利用者との間で保育料負担の公平性を欠くことになる。

そのため、原則として延滞金の徴収を行うべきであり、例外的に、延滞金の免除が必要な保育所利用者から「延滞金免除申請書（仮称）」の提出を受け、その免除申請理由に合理性が認められる場合に限り、市長が延滞金の免除を承認する体制を整備していくべきである。

8. 滞納整理事務手続

概要説明

口座振替による納付がない場合及び滞納額が発生している場合には、次のような滞納整理手続が必要となる。

(1) 督促状の送付

督促状は、納期限までに納付が行われていない場合に、収納管理システムより、翌月に自動作成され、送付することとなっている。

(2) 催告（電話催告、訪問催告及び催告書の送付）

督促状の送付後も納付が行われない場合には、電話催告及び訪問催告等が実施される。

また、納付意思及び納付実績が認められるものの、完納には期間を要すると認められる滞納者については、「収納業務のお知らせ」を送付することで、納付の促進を行う。

なお、高額滞納者や、悪質な滞納者については、「催告書」を送付し、「納付がない場合には、財産調査、差押等を含めた滞納整理事務手続を行う可能性がある旨」を通知している。

上記の電話催告、訪問催告及び納付催告書による書面催告に加え、前述した滞納管理システム（台帳管理プログラム）の滞納情報をもとに、年間1回、毎年1月から2月に全滞納者（分割納付を継続している滞納者を除く）に納付催告書を送付している。

(3) 分割納付

上述の催告書等を送付したうえで、滞納者からの納付相談があった場合には、滞納者と折衝の上、滞納者から「納付誓約書」及び分割納付に係る「保育所保育費負担金返済計画書及び誓約書」の提出を受け、各区役所の課内決裁を受けることで、分割納付による徴収を行っている。

監査結果

滞納整理事務につき、事務手続の効果、効率性及び網羅性の視点で、関連部署へヒアリング及び関連資料の閲覧等の監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

【全滞納者への納付催告書の送付回数及び時期の検討（意見）】

滞納者全員に対する納付催告書の送付は、毎年1月から2月の時期に年間1回のみ行っている。滞納繰越額の早期の解消を視野に入れ、上述の時期に加え、より有効な時期（各種手当の支給時期又は、賞与等の支給時期の近辺）に納付催告書を送付する必要がある。

9. 保育料の滞納額と運営費

概要説明

認可保育所においては、保育所が保護者から直接保育料を徴収せず、代わりに市が徴収管理しており、民間の認可保育所に運営費を交付している。運営費は、保護者が市に保育料を支払っているか否かにかかわらず、児童の年齢等に応じて保育所に交付される。

以下は、平成22年3月31日時点における保育料の滞納者のうち、高額な滞納者について滞納額及び滞納者の児童が通所している保育所に交付されるその児童に対する運営費の額である。なお、運営費については、便宜上通所していた保育所の平成21年度の人事院勧告後の単価を用いて計算している。

・高額滞納者の滞納額と保育所へ交付される運営費

保護者名	滞納額（円）	児童名	入所期間	運営費合計（円）
A	928,682	A 1	H12. 11. 1～H18. 3. 3	4,798,880
		A 2	H15. 4. 1～H21. 3. 31	5,988,720
		小計		10,787,600
B	199,064	B 1	H14. 4. 1～H18. 3. 31	2,274,000
		B 2	H14. 4. 1～H20. 3. 31	5,275,920
		小計		7,549,920
C	320,400	C	H18. 4. 1～H21. 3. 31	1,193,820
D	314,400	D 2	H10. 4. 1～H16. 3. 31	5,275,920
		D 2	H15. 4. 1～H19. 12. 31	4,813,260
		小計		10,089,180

上記の年度別内訳は、以下のとおりである。

保護者名	児童名	運営費（円）											合計
		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
A	A1			850,700	1,198,980	1,198,980	572,820	488,700	488,700				4,798,880
	歳児			0	1	2	3	4	5				
	A2						2,040,540	1,198,980	1,198,980	572,820	488,700	488,700	5,988,720
	歳児						0	1	2	3	4	5	
B	B1					1,080,180	454,020	369,900	369,900				2,274,000
	歳児					2	3	4	5				
	B2					1,921,740	1,080,180	1,080,180	454,020	369,900	369,900		5,275,920
	歳児					0	1	2	3	4	5		
C	C1									454,020	369,900	369,900	1,193,820
	歳児									3	4	5	
D	D2	1,921,740	1,080,180	1,080,180	454,020	369,900	369,900						5,275,920
	歳児	0	1	2	3	4	5						
	D2						1,921,740	1,080,180	1,080,180	454,020	277,140		4,813,260
	歳児						0	1	2	3	4		

監査結果

保育料の滞納が市財政に与える影響を調査・分析した結果は以下のとおりである。

【保育料の滞納者への督促と運営費（指摘）】

認可保育所においては国や市からの補助が多額に支弁され、保護者が支払う保育料は、運営費の20%～30%程度に過ぎない。上記の保護者Aの場合、平成22年3月31日現在の滞納額は928,682円であるが、運営費は、子ども二人分を合わせて10,787,600円支弁されている。1人の児童に対してこれだけ多額な公費が使われ、割安な保育料で保育サービスを受けることができるのであるから、利用者側（保護者）が保育料を納付することは最低限の責務である。

保育料の徴収管理は市で行っているため、保育所側では積極的に保護者への督促等を実施していないが、保護者との直接の接点を持つ保育所でも積極的に滞納保育料の督促を行わせるべきと考える。可能であれば、保護者負担の保育料の滞納状況に応じて運営費の交付額が増減する等の仕組みを検討することも必要ではないだろうか。

II. 補助金等の交付

1. 運営費

概要説明

保育所の運営に係る費用は、国と市による公費負担と、保護者から受け取る保育料で賄われる。保護者は、自己負担分の保育料を市に支払い、市は、市立保育所については保育に関する予算の範囲内で支弁し、民間保育所については運営費、経常経費補助金等の名目で園児数や職員の配置状況に合わせた補助金等が支払われ、保育に関する費用が賄われている。

・児童福祉法

第51条

次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

三 市町村の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

四 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

第56条第3項

～（省略）又は第51条第3号若しくは第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

第24条第1項

市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

・浜松市児童福祉法施行規則

（費用の徴収等）

第12条

市長は、～（省略）及び法第24条第1項の規定による保育所における保育を行ったときは、法第56条第2項及び第3項の規定により徴収する費用として、別表第2に定める額を徴収する。

（※別表第2の表は「浜松市保育料表」と同じものである。）

（引用条文中の下線は筆者による。）

浜松市は、上記条文に基づいて保育所における保育を行うことに要する保育費用を支弁し、保護者より保育料の徴収を行っている。

資料「平成22年度の保育料について」によれば、入所児童1人当たりには要する月額経費は101,000円、うち公費負担77,000円、保護者負担24,000円となっている。

・資料「平成22年度の保育料について」より抜粋

入所児童1人当たりには要する年間経費（平均）と費用の負担割合				
国が定める保育に要する経費 879,000円				
公費負担		保護者負担		
国と市による負担		保育料（国が定める基準）		
471,000円		408,000円		
公費負担		保護者負担	公費負担	
国と市による負担		保育料 軽減分	保育内容充実のための 市の追加負担金	
471,000円		(市の基準) 286,000円	335,000円	
122,000円				
浜松市の実際の保育に要する経費 1,214,000円 (年間総額108億9,423万4千円)				
<table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tr> <td style="text-align: center;">※入所児童1人当たりには要する月額経費 101,000円 (内訳) 公費負担77,000円、保護者負担24,000円</td> </tr> </table>				※入所児童1人当たりには要する月額経費 101,000円 (内訳) 公費負担77,000円、保護者負担24,000円
※入所児童1人当たりには要する月額経費 101,000円 (内訳) 公費負担77,000円、保護者負担24,000円				

浜松市によれば、保護者から徴収する費用は「家計に与える影響を考慮して」（上記児童福祉法第56条第3項）、国が定める保育料徴収基準額から約30%減額した額としているとのことである。これは他の市でも行われている措置であり、政令指定都市における保育料国徴収基準額に対する軽減率は以下のとおりである。

・政令指定都市の保育料国徴収基準額に対する軽減率 (平成21年度決算)

保育料軽減率 (%)	
名古屋市	37.84
札幌市	36.74
京都市	34.1
静岡市	33.52
大阪市	30.85
横浜市	30.8
千葉市	30.77
さいたま市	30.44
福岡市	30.17
川崎市	29.69
仙台市	29.39
浜松市	29.35
広島市	28.8
堺市	28.11
相模原市	27.35
新潟市	27.18
神戸市	23.6
北九州市	18.03
岡山市	17.35
平均	29.16

運営費は、地域区分(浜松市は3/100の区分)、定員数、民改費加算率(4%、8%、10%、12%のいずれか)により区分されている。民改費加算率は園の職員1人当たりの平均勤続年数によって決められ、園毎に1年間同じ率が決められる。

国の定める歳児毎の基本分保育料単価に園の加算率を掛けた保育単価に、毎月の初日の入所人員を乗じ、更に事務職員の有無、主任保育士の有無による加算額を合計した補助金額を毎月5日頃までに各園から市に請求し、その月の20日に保育所運営費として振込まれる。

ちなみに、「平成21年度決算に関する説明書」によれば、市立保育所と民間保育所の保育料収入と運営費(国負担分含む)は以下のとおりであった。

(単位：千円)

	保育料収入	運営費支出 (国負担分含む)	保護者負担率
市立保育所	588,186	1 2,460,341	23.9%
民間保育所	2 1,992,166	7,463,133	26.7%

- 1 市立保育所については、保育課に特別に依頼し、民間保育所と同様に運営費等を算定した場合の金額を載せている。
- 2 民間保育所の保育料収入は決算見込額の数字である。

また、国の定める基本保育料は、以下のとおり推移してきた（この内、一部は保護者負担分であり、残額を国と市（中核市以上）で1/2ずつ負担することとなっている。なお、保護者負担分の保育料は、平成19年度から平成22年度まで全区分同額となっている。）。乳児については若干の増額が見られるが、4歳以上児については減額となっている。

例1) 浜松市の定員90人の保育所の乳児1人当たりの基本分保育単価（加算分は考慮外）
平成12年度 152,700円
平成21年度 152,770円
平成22年度 152,810円
例2) 同上的場合で4歳以上児1人当たりの基本分保育単価（加算分は考慮外）
平成12年度 37,480円
平成21年度 36,970円
平成22年度 36,980円
（「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」より）

監査結果

運営費につき、申請・交付手続が適正に行われているか、算定方法は妥当か等の観点から、申請書類一式の確認と担当課職員へのヒアリングを行った。結果は以下のとおりである。

【運営費の請求・交付手続の適正性（指摘及び意見なし）】

申請手続書類について、平成21年4月の中区分の保育単価、民改費加算率、各月の月初園児数、平成21年度（平成22年2月）の国からの保育単価変更に伴う精算計算が合致しているか確認を行った。確認した範囲では、全て合致しており、問題はなかったと認められる。

なお、各月の園児数は様々な補助金の計算根拠となっているため、中区、南区、浜北区において各種申請書を抽出して園児数が合致しているか確認を行ったが、確認した中では全て合致していた。各区担当者によれば、手書きや各書式別に対応していた頃は数の誤りがあったりしたが、5年前の書式統一、園児数入力による補助金額自動計算の機能を活用できるようにされたことにより、数や計算の誤りが減少したのみならず、役所側、保育所側ともに事務量の軽減につながったとのことである。このような工夫は非常に歓迎するところであり、その他の業務にも生かされるよう期待する。

【特別保育、0歳児保育の充実（意見）】

上記によれば、市立保育所保育料の保護者負担率は23.9%、民間保育所保育料の保護者負担率は26.7%となっている。

これは、主に延長保育への対応と0歳児への保育対応による。

つまり、民間保育所の方が延長保育への対応が充実しているため就業している保護者にとっては民間保育所に預ける傾向が高くなる。また、0歳児への対応については、市立保育所の場合、8園は産休明け（生後2ヶ月）、他の園は生後6ヶ月からの対応となっているのに対し、民間保育所はほとんどが産休明け（生後2ヶ月）からの対応を取っており、延長保育と同様、就業している保護者にとって預けやすい環境となっているためである。結果として、収入が多い世帯が民間保育所に預け入れる傾向が高くなり、保護者負担率も民間保育所の方が高くなることとなる。

特別保育の項（第3章IV1. 特別保育の実施状況の項（P81）参照）でも意見として記載しているが、市立保育所でも延長保育、0歳児保育の充実を図り、待機児童対策の一つとしてはいかがかと考える。

【運営費の算定方法の柔軟化（意見）】

運営費の算定方法は、基本的には歳児別の園児数によっており、保育所の定員数（規模）と現員数によって運営費の額が決定される。運営費は民間保育所にとって運営の基盤となる収入であるが、市から補助金を交付される以外、園児から独自に保育料等を徴収することは許されていない（延長保育、一時保育を除く）。

これでは、例えば保育所で音楽教室を開催し、音楽に親しむ園児を育てるという工夫を行ったとしても、それは保育所の全額負担で行うこととなり、努力の結果が民間保育所の収入に反映されない。画一的サービスしかできない状態では、各保育所の努力は消極的になってしまうのではないか。

算定方法は国にて決定されており、市単独での変更は困難かと思われるが、各園の積極的な保育の工夫を引き出すため、行政側でも何らかの工夫があつてよいと思われる。

2. 施設機能強化推進費加算（保育所運営費国庫負担金）

概要説明

民間保育所で一定の要件を満たしたものについては、運営費に施設機能強化推進費が加算される。

この負担金の目的は以下のとおりである（児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について（厚生省児童家庭局長通知・平成20年6月12日雇児発第0612014号の5改正現在）第1より）。

児童福祉施設において、（1）施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児（者）の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、（2）施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な非難・誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、（3）養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。

加算の方法等として、同通知第2 3に以下のとおり記載されている。

事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次の方法により加算すること。

なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相当の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児（者）処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。～（以下略）～

浜松市では上記規定により、民間保育所で申請書を出した場合について手続を行い、上記加算分を運営費に上乗せして支払っている。平成21年度支給実績は、中区、南区でそれぞれ以下のとおりであった。

中区	16 園	総額 2,398,200 円
南区	7 園	総額 1,049,860 円

申請額が1園上限15万円、入所人員による若干の調整があるため、実績としては1園15万円程度の支給となっている。

監査結果

施設機能強化推進費加算につき、申請手続が適正になされているか、支給手続が適正になされているか、補助金支出の必要性の検討はなされているか等の視点により、申請、支給手続書類の確認を行った。結果は以下のとおりである。

【証拠書類の添付（意見）】

確認した2区23園のうち、申請書に証拠書類の添付がなされていた保育所はわずか2園であった（2園は同一法人の運営による）。要綱にて証拠書類の添付が求められていないことから、他園では添付がなかったものと思われる（なお、実績報告書の提出は翌年度以降の加算認定資料として提出は求められている。）。

申請書類によれば、申請の対象となった事業はほとんどが総合防災訓練、避難具等整備となっており、避難具購入、防災訓練用消耗品費が申請対象となっている。事業計画の段階で申請するため、領収書の添付を求めることはかなわないが、申請の添付資料として、避難具の見積書や購入必要性検討の備考欄記入等を求めることは可能であると思われる。

防災用具設置は施設運営上当然の義務であり、これに特に運営費への加算をする以上、支出の必要性の検討と支出の確認が求められるべきと考える。

【指導監査資料の活用（意見）】

上記通知第2 3の加算の方法等によれば、都道府県知事は、「当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認められた場合は次の方法により加算する」とされている。

申請の対象は主として避難具購入、防災訓練用消耗品費となっている。これらに対する支出の必要性については、申請書類提出の段階で避難訓練に伴った備品購入でない場合（備品のみ購入）、当該目的にかなわないため、加算の対象外とする場合もあるとのことであった。疑問に思われたのは、避難具等（例えば発電機）の買替時期の適正性及び買替えの必要性にあたっているかの確認が取られていないことであり、備品として重ねての購入となっていないか確認した方がよいのではと思われた。

平成22年度社会福祉施設（民間保育所）指導監査資料（各園にて記入するもの）の雛型には、運営・管理関係の項目に、

消防設備、火気使用設備、器具等の定期点検は行っているか。

の項目があり、個別項目として、

業者点検は。(行って)	いる・いない
(行って) いる場合、記録は。	ある・ない

自主点検は。(行って)	いる・いない
(行って) いる場合、記録は。	ある・ない
業者点検、自主点検により判明した不良個所は速やかに改善されているか。	いる・いない

等がある。各園には基本的に上記記録が整備されており、避難具等買換えの必要性についても上記記録のコピーを求めれば一目了然となる。あるいは毎年の指導監査にて確認し、記録を残しておくことも可能であろう。運営費（国庫負担金）であるため要綱に従っていればよいという安易な支出が行われているとは思われないが、国の求める要綱上の書類以外でも「必要性及び経費等について必要な審査」をプラスし、市独自に行っていくことが必要と考える。

3. 入所児童処遇向上費補助金

概要説明

浜松市では、民間保育所の職員及び児童の処遇改善並びに保育所の環境の整備を図り、もって児童福祉の増進に資するため、浜松市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則、浜松市補助金交付規則、浜松市民間保育所入所児童処遇向上費補助金交付要綱に基づき、民間保育所入所児童処遇向上費補助金を交付している（市単独補助金）。

平成21年度の場合、民間保育所入所児童処遇向上費助成事業(補助金)として、726,953千円が支出されており、予算ベースでは区分毎の金額は以下のとおりである。

区分	平成21年度予算額（千円）
低年齢児保育費	366,774
予備保育士雇上費	204,289
産休等代替職員雇上事業費	8,851
保育所運営費	150,438
計	730,352

同要綱の適用は平成21年度から平成23年度となっており、補助対象及び補助額は、同要綱別表により以下のとおりとなっている。

区分	補助対象	補助額
低年齢児保育費	民間保育所に入所している1歳児及び2歳児の保育に要する経費 ただし、各月初日における3歳未満児の児童数の合計が年間72人未満である施設を除く	次の算式により算出された額の合計額 1歳児 月額19,500円×各月の初日において入所している1歳児の児童数 2歳児 月額7,000円×各月の初日において入所している2歳児の児童数
予備保育士雇上費	民間保育所の保育士の労働条件を緩和するため、定数以上の保育士を雇用した場合におけるこれに要する経費	次の算式により算出された額（1施設1名分） 国が前年度保育単価算出の基礎とした保育士1人当たり本俸×16.1箇月（千円未満切り捨て） ただし、雇用期間が12箇月に満たない場合は、上記に（雇用月数／12箇月）を乗じ千円未満を切り捨てる

産休等代替職員雇上費	民間保育所の施設長が産休又は病休代替職員を任用した場合におけるこれに要する経費	次の算式により算出された額 経費の実支出額と基準額（日額5,704円×勤務日数）とを比較して、いずれか少ない額
保育所運営費	(1)民間保育所の円滑な運営並びに職員及び児童の処遇改善に要する経費 ただし、繰越金額が多い施設を除く	次の算式により算出された額 民間施設給与等改善費×年齢別入所人員×当該年度における開設月数×1/3 ただし、年度中途において定員の変更（新設を含む。）を生じた場合は、その月の年齢別入所人員とする（千円未満は切り捨て）
	(2)浜松市立保育所の民間移管に伴い、移管後の円滑な運営を図ることを目的として、移管を受ける前年度に実施する、引継保育に要する費用	次の算式により算出された額 経費の実支給額と基準額（保育士日額8100円、調理員日額6,850円）とを比較して、いずれか少ない額×1/2

同要綱によると、補助金交付手続は以下のとおりである。

<手続の流れ>

申請：助成申請書に、事業計画書、収支予算書、（課税対象申請者は、納税証明書写し）を添付し提出
②交付決定： 助成決定書を通知
変更申請： 年度途中に変更する場合、助成変更申請書に、変更事業計画書、変更収支予算書を添付し提出
交付決定： 助成決定変更通知書を通知
完了報告： 補助事業完了報告書に、事業報告書、収支決算書を添付し提出
補助金額確定： 補助金確定通知書を通知

監査結果

補助金の申請・交付手続が適正に行われているか、補助金の必要性検討等の観点から、手続書類の確認、担当課へのヒアリングを行った。結果は以下のとおりである。

【補助金申請・交付手続の適正性（指摘及び意見なし）】

補助金申請・交付手続書類につき、中区分（18園）の確認を行った。調査した範囲では要綱等に基づき適正に処理されており、問題は認められなかった。

【補助金交付の必要性（意見）】

中区 18 園につき、補助金の額を確認したところ、合計で 201,177 千円、1 園当たり 11,176 千円であった。補助の対象を見ると、内容としては必要なものと考えられる。しかし、各園の決算書を見ると、施設整備積立預金積立支出等の積立項目で数百万から数千万円単位の積立も見られた。一事業年度で数千万円単位の積立ができる程の財政状態を見ると、補助金額や補助対象事業所については再検討が必要と思われた。

4. 認証保育所運営費等補助金

概要説明

浜松市では、浜松市認証保育所事業費補助金交付要綱を定め、市独自の基準に基づき認証した認可外保育施設における保育水準の向上及び入所児童の処遇改善を図るため、市単独で、認証保育所運営費等補助金を交付している。

浜松市には平成22年4月1日現在、認可外保育施設が61施設（定員数2,386人）あり、このうち認証保育所は24施設（定員数1,183人）である。認証保育所は更にⅠ類、Ⅱ類に分かれており、違いは以下のとおりである。認証保育所は、浜松市認証保育所事業実施要綱に沿って事業運営されている。

・認可保育所と認可外保育施設の比較

区分	認可保育所	認可外保育施設	
		認証保育所	その他
設置者	市、社会福祉法人等	規定なし	規定なし
設置	市が認可（民間）	市が認証	市に届出
入所申込	市に申し込み	施設に直接申し込み	施設に直接申し込み
保育料	所得に応じ市が設定	各施設が設定（ただし、3歳未満の場合は月額80,000円、3歳以上の場合は月額77,000円を上限）	各施設が設定
保育士	配置基準の全員が有資格者	Ⅰ類 1/2以上が有資格者 Ⅱ類 1/3以上が有資格者	1/3以上が有資格者
給食	自園内での調理	自園内での調理（Ⅰ類）	規定なし
運営方針	保育所保育指針	認可保育所の「保育所保育指針」の基準に準じる	認可外保育施設指導監督基準

認証保育所に対する運営費の補助金額は、平成21年度115,987千円、平成20年度104,579千円、平成19年度104,700千円であり、3年度の平均は108,422千円となる。仮に、3年度平均108,422千円を上記認証保育所定員数1,183人で割ると、91,650円／人の補助金額となる。

単純に比較はできないが、平成21年度中区所在の認可保育所18園に交付された補助金（民間保育所事業費補助金＋民間保育所入所児童処遇向上費補助金の合計）を1園児当たり（定員数）で割ると、202,600円／年となり、認可保育所と認証保育所では差があることが分かる（認証保育所は別途利用料を徴収しており、また認可保育所は運営費補助金を別途受けているため、利用料と運営費は除いて比較した。）。

認証保育所に対する具体的な補助金の内容は、以下のとおりである。

区分	基準及び補助額	補助対象経費										
運営費	1 毎月初日の在籍児童数に、次に掲げる基本額を乗じて得た金額とする。	認証保育所の運営に要する経費										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢認証区分</th> <th>0歳児</th> <th>1、2歳児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I類</td> <td>34,320円</td> <td>18,690円</td> <td>9,710円</td> </tr> <tr> <td>II類</td> <td>17,160円</td> <td>9,340円</td> <td>4,850円</td> </tr> </tbody> </table>		年齢認証区分	0歳児	1、2歳児	3歳以上児	I類	34,320円	18,690円	9,710円	II類	17,160円
年齢認証区分	0歳児	1、2歳児	3歳以上児									
I類	34,320円	18,690円	9,710円									
II類	17,160円	9,340円	4,850円									
	2 児童の年齢は、当該年度の4月1日現在の年齢とする。											
施設整備費	<p>1 I類に係る開設必要経費において、次に掲げる施設整備の費用の1/2（上限20,000千円）を補助する（施設を新築する場合は、補助の対象外）。ただし、市長の認めるものに限る。</p> <p>(1) 保育所施設整備</p> <p>ア 増築</p> <p>イ 拡張（保育室、乳児室、ほふく室等）</p> <p>(2) 保育所設備整備</p> <p>2 基準価格</p> <p>次のいずれか低い方の価格を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者の見積り</p>	認証保育所の施設及び設備の整備に要する経費										
子育て支援事業費	<p>事業に要した額から、事業の実施に伴って得る利用料その他の収入の額を控除した額を補助する。</p> <p>上限：年額300,000円</p> <p>(ただし、開設月数が12月に満たない場合は、年額/12月×当該年度における開所月数)（千円未満切り捨て）</p>	認証保育所（地方裁量型認定こども園に限る。）の行う子育て支援事業に要する経費（施設整備費を除く。）										

監査結果

補助金の申請・交付手続が適正に行われているか、そもそもこの補助金が必要か等の観点から、補助金申請・交付書類の確認、担当課職員へのヒアリングを行った。結果は以下のとおりである。

【補助金交付手続の効率化（意見）】

交付手続が要綱どおり行われているかの確認を行った。中区分8件、浜北区分2件に

について確認したが、調査した範囲では手続は規定どおり行われており、問題はなかった。

なお、受託児童数により補助金が異なるため、事業報告書には受託児童名簿が添付されていたが、10件中6件につき、受託児童名簿記載の児童数より補助金対象受託児童数の方が少なく計算されていた。その理由は、補助対象となるためには対象児童家庭から必要書類が提出されなければならないが、その提出が1ヶ月以上遅れたことによる減数とのことであり、必要な処置と思われる。ただ、担当課の事務上の利便性のためにも、備考欄に書類不備のため申請対象外等と記載するルールにしておくとう分かりやすいと思われる。

【補助金継続的交付の必要性（意見）】

市内認証保育所は、全て当該補助金を受けている。また、補助金申請書類添付の各施設の決算書（簡略なもの）を見る限り、補助金を受けて何とか収支が成り立っている状況にあった。

待機児童が多い区では、認可保育所に空きが無く、10月からの入所希望が叶わず、翌年4月に入所が可能となるまで止むを得ず認証保育所に児童を預けていた例もあった。認可保育所の定員数は施設設備や保育士確保の点から早々に増加することが難しい現状を見れば、認証保育所に補助金を出すことで当面の預け入れを可能にする状況をサポートできることになり、重要性があると考えられる。認証保育所についても保育課にて年1回立ち入り調査を行っており、保育がしっかりなされているかの確認がされている。認可保育所の定員増政策と合わせ、当面の需要を満たすため、認証保育所への公のサポートを継続していかれるよう希望する。

5. 事業所内保育施設整備費補助金

概要説明

浜松市では、浜松市補助金交付規則及び浜松市事業所内保育施設整備費補助金交付要綱に基づき、市単独で（国の補助はない）事業所内保育施設整備費補助金を交付している。この補助金の目的は、企業又は事業主の仕事と子育ての両立支援及び保育所の待機児童解消である。交付要綱は平成21年4月1日施行で、適用期間は平成21年度から平成23年度としている。

交付対象は以下のとおりとされている。

対象事業	補助基準額	対象経費
(1)施設整備費	施設の新築、増築、改築に要する経費 対象経費の1/2 1施設当たり500万円を限度とする。	新築、既存施設の購入、既存の自己所有の建物の増改築、購入した既存の建物の増改築、賃借した建物の増改築に係る工事費及び改修に要する経費、設計・監理費
(2)設備整備費	ア 初度調弁費 1品目当たり2万円以上のもの。	保育用品、調理設備、家具等で保育施設内での保育の用に供するもの。
	イ 遊具設置費 1品目当たり10万円以上のもの。	他の助成制度の適用を受けない遊具の設置経費（室内遊具を含む）。
	※ア、イの合計額で1施設当たり50万円を上限とする。	
(1)、(2)の合計額で、1施設当たり500万円を上限とする。		

平成21年度の予算は5,000千円、支出額も5,000千円であった（交付対象施設1件）。

この交付では、施設設置に要した費用約59,000千円のうち5,000千円を市で負担し、平成22年度より認可外保育施設として、保育士4名の体制の事業所内保育施設を開設している（定員20名）。

監査結果

補助金の申請手続、交付手続が適正に行われているか、補助金の周知の状況及び必要性の検討が適切になされているか等の観点から、補助金申請手続書類の確認及び規定の確認、補助金周知方法と必要性について担当課職員へのヒアリングを行った。結果は以下のとおりである。

【補助金交付手続の確認（指摘及び意見なし）】

同補助金交付要綱に基づいた手続がとられているかの確認を行ったが、調査した範囲では書類及び手続は要綱に従ったものであり、問題はなかった。

【財産処分の制限条項履行確認体制（指摘）】

浜松市補助金交付規則第19条は、以下のとおり補助金を受けた財産処分の制限を定めている。なお、浜松市事業所内保育施設整備費補助金交付要綱第16条にも同様の定めを置いている。

第19条（財産処分の制限）

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具のうち市長が定めるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

平成21年度の施設整備費補助金の交付対象は施設の新築であった。この施設が補助金目的以外の用に供していないかの確認項目が、立入調査項目に挙げられていなかった。事業所内保育施設への調査は2年に1回必ず行われているため、標準調査項目とし、調査時に確認を行うようシステム化するのが適切と思われる。また、上記規則の「補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間」は特に定められておらず、その都度国の規定を参考にしていくとのことであったが、規則にある以上、施設側の予測可能性の点からも定めを公表すべきと考える。

【補助金の周知及び必要性（意見）】

事業所内保育施設は、企業又は事業主が雇用する従業員のために設置する施設であり、事業所で働く従業員が事業所内で乳幼児を預けられることは従業員、事業主側ともにメリットがあると思われるが、普及は進んでいない。前項（第3章I5. 事業所内保育施設による対応（P35）参照）で示したとおり、当該事業所勤務の従業員以外の者が利用できないことは費用負担の面から仕方がないことかもしれないが、一時保育拡大への協力などの検討を求めることはできないだろうか。

また、事業所への補助金の周知が不足していると思われる。補助金があるとはいえ、事業所内保育施設の運営は事業所側の協力が不可欠である。待機児童解消のため、補助金の存在のみならず事業所内保育施設開設の検討への働きかけも必要と思われる。

6. 一時保育事業費（補助金）

概要説明

平成21年度までは、一時保育事業を実施する民間保育所には、「浜松市民間保育所事業費補助金交付要綱」により、一時保育事業費が支給されている。これは、浜松市預かり（保育）事業実施要綱第2条に規定する児童を預かるために要する経費として支給されるが、その額は、以下の算式により算出された額の合計額となっている。

1. 児童1人当たり日額1,800円（ただし、1日当たり4時間未満の利用児童については2人で1人と算定する。）
2. 減免分
生活保護世帯及び母子世帯等で前年度分の市町村民税非課税世帯並びに里親に委託されている児童の延べ利用児童数×児童1人当たり日額利用料

平成21年度の支給実績は以下のとおりである。

施設名	項目	年間延べ利用者数（人）	実績分補助 1,800円/人	生活保護等市民税非課税 世帯の児童延べ人数（人）	利用料 減免額（円）	合計（円）
ロイオスプレスクール		2,581	4,645,800		0	4,645,800
瑞雲保育園		439	790,200	44	88,000	878,200
こぼと保育園		169	304,200	40	44,000	348,200
天使園子どもの家		359	646,200	1	2,000	648,200
愛恵保育園		3,424	6,163,200	2	4,000	6,167,200
ハリオスプレスクール		317	570,600	1	2,000	572,600
住吉保育園		96	172,800	1	2,000	174,800
ルビニープレスクール		361	649,800		0	649,800
天林寺保育園		70	126,000	3	6,000	132,000
なかよし第2保育園		2,042	3,675,600	209	195,800	3,871,400
たんぼぼ保育園		239	430,200	19	38,000	468,200
住吉第二保育園		81	145,800		0	145,800
曳馬保育園		529	952,200	5	10,000	962,200
高丘保育園		705	1,269,000		0	1,269,000
葵ヶ丘保育園		1,642	2,955,600		0	2,955,600
和合保育園		255	459,000		0	459,000
なのはな保育園		301	541,800	1	2,000	543,800
遊歩の丘保育園		269	484,200		0	484,200
合計		13,879	24,982,200	326	393,800	25,376,000

監査結果

補助金の支給申請につき、主として合规性の視点で関係書類を閲覧し監査した結果は以下のとおりである。

【一時保育事業費補助金の支給申請（指摘及び意見なし）】

一時保育事業費補助金の支給申請書と月別の利用者名簿は表計算ソフト（Microsoft Excel）でリンクされ、自動計算されるようになっている。また、1日4時間未満の利用児童についても、減員計算が自動的に行われるようになっており、調査した範囲では、計算誤り等は見られなかった。また、生活保護世帯及び母子世帯等の利用料の減免対象者についても、人数を入力することで自動計算されていた。これは、一時保育事業費補助金の支給申請書の様式をデータで民間保育所に提供し、利用者側（民間保育所側）も入力方法を正確に理解し、運用していることによるものである。

申請書類に記載された児童のみが実際に一時保育を受けているか否かは、立会い調査等で確認していないため、正確か否かの検証はできないが、少なくとも支給申請書の記載状況等に問題とすべき事項はないものと思われる。

7. 補助金と利用料収入

概要説明

民間保育所では、一時保育、延長保育を実施した場合、利用者から利用料を請求しており、利用料以外に浜松市から「浜松市民間保育所事業費補助金」が交付されている。補助金の支給申請はシステムチェックに行われており、調査した範囲では、事務手続上、問題となるべき事項はなかった。

一時保育の利用料は、浜松市民間保育所事業費補助金交付要綱別表に規定されており、一律、日額利用料が3歳未満児 2,000円、3歳児 1,000円、4歳以上児 900円となっている。延長保育については、保育時間、利用料等を各園独自に定めている。

以下は、平成21年度に一時保育及び延長保育を実施した中区の民間保育所で、延長保育の時間が一律に定められている保育所(延長保育の時間が30分と1時間とを選択できたり、利用料を日額と月額どちらかを選択できる園は除いた)の実施報告書に記載された一時保育事業費補助金及び延長保育促進事業費補助金の利用人数及び利用延べ日数等から計算した利用料収入と、決算書(資金収支計算書)記載の利用料収入を表している(平成22年度社会福祉施設等(民間保育所)指導監査資料より)。

・一時保育及び延長保育の利用料推計額と決算書の金額 (単位:円)

施設名	項目	※①一時保育 利用料	延長保育		⑤利用料収入 合計 (①+④)	⑥利用料収入 (資金収支計算書)	⑦差額 -	
			②延長時間 利用単価	③延長保育利用者 延べ人数(人)				延長保育利用料 ④= (②×③)
A		3,732,300	30分	1,279	255,800	3,988,100	4,309,600	321,500
			200円					
B		577,800	1時間	896	268,800	846,600	846,700	100
			300円					
C		244,000	30分	223	44,600	288,600	274,200	14,400
			200円					
D		451,600	30分	603	120,600	572,200	540,800	31,400
			200円					
E		5,517,600	30分	819	163,800	5,681,400	6,218,420	537,020
			200円					
F		448,400	30分	99	19,800	468,200	468,200	0
			200円					
G		193,900	30分	253	75,900	269,800	476,200	206,400
			300円					
H		722,000	30分	438	87,600	809,600	811,000	1,400
			200円					
I		331,100	10分	3,151	157,550	488,650	747,400	258,750
			50円					
J		395,500	30分	1,157	115,700	511,200	520,500	9,300
			100円					

※一時保育利用料は、一時保育事業費補助金の実績報告書の実績合計を記載している。

監査結果

民間保育所の一時保育事業費補助金及び延長保育促進事業費補助金の支給申請につき、主として適正性の視点で、実施報告書と資金収支計算書を比較・分析する方法により、監査した結果は以下のとおりである。

【補助金支給申請で計算される利用料収入と資金収支計算書との乖離（指摘）】

上記の10施設は、延長保育の延長時間及び単価が一律に定められているため、表に記載したとおり、理論上の利用料収入が計算される。利用料は、このほかに学童保育を実施していれば、発生することが考えられるが、平成22年度社会福祉施設等（民間保育所）指導監査資料を閲覧した結果、上表の10施設について学童保育は実施していなかった。

10施設のうち、理論上の利用料収入と資金収支計算書の利用料収入の額が一致した保育所は1施設のみであり、他の9施設は若干の差額が見られた。抽出した10施設の利用料収入の内訳を元帳等会計資料で確認していないが、差額が生じている理由としては、資金収支決算書では利用料収入を現金主義にて会計処理を行っているため、その年度に発生した利用料収入と乖離が生じたものと推測される。具体的に言えば、その年に入金した利用料のみを利用料収入として会計処理しているため、過年度の未収入分が当年度の収益となっていたり、当年度の収益とすべきものであるが、未入金であるため未処理となっていることが推測される。一時保育については、利用料収入も一時保育事業費補助金の支給申請書に記載することとなっている。しかし、延長保育については、利用料収入を記載する欄はない。一時保育事業補助金及び延長保育促進事業補助金の申請書に毎月の利用料収入及びその累計額を記載させ、資金収支決算書の利用料収入との突合せを行えば、指導監査において会計上の問題の有無を確認する糸口となると思われる。

補助金を支給していることから、適正な支給申請が実施されているか否かを厳格に確認すべきことは言うまでもなく、例えば、自己チェックとして監事の監査項目に加えること、あるいは、社会福祉施設等（民間保育所）指導監査資料等に資金収支計算書に計上された利用料収入の事業別内訳を記載させ、補助金の支給申請書に記載した額と突合せする等、補助金の支給申請書及び社会福祉施設等（民間保育所）指導監査資料の様式を改定し利用料収入と補助金の額との整合性を確認させるべきである。

【利用者数と最低基準（意見）】

一時保育事業費補助金及び延長保育促進事業費補助金ともに利用した児童名を記載した実績報告書を添付することとなっており、前述したとおり、システムチックに実施されており、調査した範囲では、事務手続上の問題はないものと感じた。しかしながら、仮に実績報告書に記載していない児童に対し保育を行い、保育士を増員する等の措置を講じていないとすれば、保育士の人数が最低基準を下回る場合も考えられ、設置基準違反のみならず、児童1人当たりの保育サービスは確実に低下すると思われる。よって、担当課職員による児童数の現地における抜打調査も検討すべきと考える。

市立・民間保育所の運営管理

1. 市立・民間保育所収支比較

概要説明

(1) 市立・民間各保育所の収支状況

浜松市は、保育所運営に関する収入及び費用を一般会計の中で一括処理しており、各保育所別に区分していない。また、各保育所別の収支予算書や収支報告書も作成されておらず、各市立保育所別の収支管理が行われていない。これに対し、民間保育所では、設置法人が「社会福祉法人会計基準」に準拠した計算書類を作成するため、各保育所別の収支管理が行われている。

市立保育所と民間保育所の収支状況は以下のとおりである。

市立保育所の収支状況（平成21年度）

（単位：千円）

保育所名	年平均 園児数 (人)	収入			経費合計	収支差額
		運営費収入	経常経費 補助金 収入	収入合計		
南	137	106,618	23,077	129,696	157,551	27,856
鴨江	134	111,729	26,238	137,967	149,831	11,864
中ノ町	70	72,317	18,168	90,485	100,228	9,743
花川	70	71,075	20,083	91,157	104,101	12,943
神田原	88	74,463	19,640	94,103	116,363	22,260
積志	137	109,646	24,763	134,409	155,373	20,963
三方原	111	97,855	20,712	118,566	128,427	9,861
笠井	104	91,665	19,338	111,003	118,053	7,050
篠原	68	71,226	19,385	90,610	105,594	14,984
江西	94	83,432	20,034	103,466	117,870	14,404
権現谷	143	115,874	26,417	142,291	158,555	16,264
佐鳴台	134	109,314	27,672	136,986	156,311	19,326
寺島	133	107,753	28,572	136,325	155,669	19,343
西	104	99,878	22,135	122,012	122,929	917
可美	144	107,145	25,425	132,570	175,001	42,431
滝沢	9	1,035	—	1,035	16,670	15,635
鹿島	88	75,177	19,633	94,810	108,052	13,241
舞阪第1	66	69,126	18,518	87,644	91,742	4,099
舞阪第2	87	78,877	17,336	96,213	93,640	2,573

第4章 Ⅲ. 市立・民間保育所の運営管理

雄踏	140	112,998	22,718	135,717	138,916	3,199
引佐	87	85,691	18,433	104,124	115,226	11,102
三ヶ日	99	73,876	15,756	89,632	105,468	15,836
都筑	55	47,838	10,527	58,364	62,189	3,825
大福寺	21	20,008	2,182	22,190	33,001	10,811
合計	2,323	1,994,615	466,761	2,461,376	2,786,760	325,385

上記は、保育課に依頼し、各市立保育所別の収支状況がわかるように一般会計で処理されているデータを各保育所別に集計し直したものである。収入は保護者から実際に収受した保育料収入ではなく、民間保育所と比較するため、各民間保育所が浜松市から受取っている運営費収入及び経常経費補助金収入の額と同様の計算方法により算定している。

また、上記に記載した各市立保育所の経費内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

保育所名	年平均 園児数 (人)	人件費			給食賄 材料費	その他 経費	合計
		一般職員 賃金	臨時非 常勤職 員賃金	合計			
南	137	98,326	41,577	139,903	9,705	7,944	157,551
鴨江	134	90,712	36,317	127,028	9,932	12,871	149,831
中ノ町	70	62,313	23,413	85,727	4,925	9,576	100,228
花川	70	59,509	29,741	89,250	4,982	9,869	104,101
神田原	88	78,080	25,457	103,537	6,588	6,237	116,363
積志	137	98,508	37,871	136,379	9,621	9,372	155,373
三方原	111	79,372	32,977	112,349	7,475	8,602	128,427
笠井	104	80,058	22,236	102,294	7,313	8,447	118,053
篠原	68	70,911	22,974	93,885	4,726	6,984	105,594
江西	94	78,059	26,271	104,329	6,754	6,786	117,870
権現谷	143	101,351	38,520	139,871	9,853	8,831	158,555
佐鳴台	134	99,200	39,712	138,912	8,820	8,580	156,311
寺島	133	92,718	40,673	133,392	9,755	12,522	155,669
西	104	78,858	30,184	109,042	7,694	6,194	122,929
可美	144	112,900	41,543	154,443	10,384	10,173	175,001
滝沢	9	13,675	493	14,168	121	2,380	16,670
鹿島	88	72,289	23,016	95,305	5,672	7,075	108,052
舞阪第1	66	56,061	24,694	80,755	4,693	6,295	91,742
舞阪第2	87	55,735	25,555	81,290	6,182	6,168	93,640
雄踏	140	83,187	37,510	120,696	9,508	8,712	138,916

第4章 III. 市立・民間保育所の運営管理

引佐	87	70,447	28,724	99,171	6,266	9,788	115,226
三ヶ日	99	49,855	30,741	80,596	6,084	18,788	105,468
都筑	55	31,616	21,235	52,851	3,172	6,166	62,189
大福寺	21	23,647	4,389	28,036	1,288	3,677	33,001
合計	2,323	1,737,386	685,823	2,423,209	161,512	202,039	2,786,760

民間保育所の収支状況（平成21年度）

（単位：千円）

年平均 園児数	収 入			支 出				収支 差額
	運営費 収入	経常経 費補助 金収入	収入 合計	人件費	事務費	事業費	支出 合計	
70人以下	71,787	16,263	88,050	67,499	7,912	8,704	84,115	3,935
70人超 90人以下	77,226	20,561	97,787	74,630	14,550	9,366	98,545	758
90人超 110人以下	97,145	22,401	119,546	88,322	9,526	11,089	108,936	10,610
110人超 130人以下	100,775	23,700	124,476	93,357	8,927	11,457	113,741	10,734
130人超 150人以下	119,051	28,213	147,264	111,681	13,057	14,380	139,118	8,146
150人超	131,378	25,416	156,794	118,028	14,763	18,462	151,253	5,541

1 各民間保育所単位で集計されている資金収支決算内訳表をもとに、年間の平均園児数の区分別に1施設当たりの収支状況をまとめている。市立保育所との比較をするため、各民間保育所の資金収支決算内訳表から、収入については運営費収入及び経常経費補助金収入のみを、支出については人件費、事務費及び事業費のみを集計している。

2 各金額は、保育所ごとに算定した結果の平均を表示している。

<分析結果>

民間保育所は黒字経営が大半であるにもかかわらず、市立保育所は大半が支出超過（赤字）となっている。

(2) 収入と支出の項目別比較

市立保育所と民間保育所の収入に対する人件費の割合及び事業費等の割合は、以下のとおりである。

市立保育所の収入に対する支出項目別割合(平成21年度)

保育所	年平均園児数 (人)	人件費率	事務費及び 事業費率
南	137	108%	14%
鴨江	134	92%	17%
中ノ町	70	95%	16%
花川	70	98%	16%
神田原	88	110%	14%
積志	137	101%	14%
三方原	111	95%	14%
笠井	104	92%	14%
篠原	68	104%	13%
江西	94	101%	13%
権現谷	143	98%	13%
佐鳴台	134	101%	13%
寺島	133	98%	16%
西	104	89%	11%
可美	144	116%	16%
鹿島	88	101%	13%
舞阪第1	66	92%	13%
舞阪第2	87	84%	13%
雄踏	140	89%	13%
引佐	87	95%	15%
三ヶ日	99	90%	28%
都筑	55	91%	16%
大福寺	21	126%	22%
合計	2,314	98%	15%

- 1 人件費率は、人件費合計を収入合計で割った比率である（以下同様）。
- 2 事務費及び事業費率は、人件費以外の経費合計を収入合計で割った比率である。
- 3 滝沢保育所は「へき地保育所」であり比率が異常値となるため除外している。
参考までに滝沢保育所の人件費率は1,369%、事務費及び事業費率は242%である。

民間保育所の収入に対する支出項目別割合（平成21年度）

年平均 園児数	人件費率	事務費率	事業費率
70人以下	77%	9%	10%
70人超 90人以下	76%	15%	10%
90人超 110人以下	74%	8%	9%
110人超 130人以下	75%	7%	9%
130人超 150人以下	76%	9%	10%
150人超	75%	9%	12%

1 事務費率は、事務費合計を収入合計で割った比率である。

2 事業費率は、事業費合計を収入合計で割った比率である。

<分析結果>

民間保育所は、適正な経営をしていくため収入と支出のバランスを考えていることもあり人件費率、事務費率、事業費率とも適正なものといえる。これに対し市立保育所は、人件費率が100%を超えている保育所だけでも全23ヶ所（滝沢保育所を除く）中、9ヶ所にのぼる。

(3) 園児1人当たり経費

平成21年度において、保育所が園児1人に対し1年間にかけている経費(特に人件費)を市立保育所と民間保育所に分けて比較すると以下のとおりである。

市立保育所における園児1人当たり人件費及び経費（平成21年度）

(単位：千円)

保育所名	年平均園児数 (人)	園児1人当たり 人件費	園児1人当たり 経費合計
南	137	1,020	1,149
鴨江	134	946	1,116
中ノ町	70	1,229	1,437
花川	70	1,283	1,496
神田原	88	1,171	1,316
積志	137	995	1,133
三方原	111	1,010	1,154
笠井	104	988	1,141
篠原	68	1,381	1,553
江西	94	1,113	1,257

第4章 Ⅲ. 市立・民間保育所の運営管理

権現谷	143	979	1,110
佐鳴台	134	1,037	1,167
寺島	133	1,004	1,171
西	104	1,045	1,178
可美	144	1,074	1,217
滝沢	9	1,574	1,852
鹿島	88	1,086	1,231
舞阪第1	66	1,222	1,388
舞阪第2	87	930	1,071
雄踏	140	865	996
引佐	87	1,141	1,326
三ヶ日	99	813	1,064
都筑	55	967	1,138
大福寺	21	1,309	1,541
合計	2,323	1,043	1,200

「園児1人当たり人件費」及び「園児1人当たり経費合計」は、各保育所単位に集計した平成21年度の人件費及び経費合計を、平成21年度の年平均園児数で割って算出している（以下同様）。

上記の内容を、年平均園児数の区別に集計したものは、以下のとおりである。

（単位：千円）

年平均園児数	園児1人当たり 人件費	園児1人当たり 経費合計
70人以下	1,281	1,486
70人超 90人以下	1,082	1,236
90人超 110人以下	990	1,160
110人超 130人以下	1,010	1,154
130人超 150人以下	990	1,132
150人超		

各金額は、保育所ごとに算定した結果の平均を表示している。

民間保育所における園児1人当たり人件費及び経費（平成21年度）

（単位：千円）

年平均園児数	園児1人当たり 人件費支出	園児1人当たり 経費合計
70人以下	1,073	1,353
70人超 90人以下	989	1,297
90人超 110人以下	864	1,065
110人超 130人以下	859	1,016
130人超 150人以下	796	992
150人超	721	924

金額は、保育所ごとに算定した結果の平均を表示している。

<分析結果>

園児1人当たりにかかる経費は、固定費の関係から保育所の規模によって異なり、保育所の規模が大きくなり園児数が多くなるほど、園児1人当たりの経費は下がってくる。

園児数区分ごとに市立保育所と民間保育所の園児1人当たりの経費を比べると、市立保育所のほうが高く、その主たる要因は人件費であることがわかる。

（4）職員1人当たり人件費

市立保育所と民間保育所の職員1人当たり人件費の状況は以下のとおりである。

市立保育所の職員1人当たり人件費（平成21年度）

保育所名	年平均職員数 (人)	職員1人当たり人件費 (円)
南	33	4,282,737
鴨江	32	4,032,648
中ノ町	22	3,911,488
花川	23	3,937,512
神田原	23	4,453,206
積志	31	4,387,535
三方原	28	3,988,737
笠井	22	4,597,463
篠原	20	4,814,595
江西	23	4,455,350
権現谷	34	4,134,109
佐鳴台	32	4,340,985
寺島	33	4,001,749

西	26	4,276,143
可美	36	4,290,095
滝沢	2	7,084,217
鹿島	21	4,467,413
舞阪第1	20	4,021,001
舞阪第2	19	4,297,262
雄踏	30	4,045,679
引佐	22	4,440,499
三ヶ日	22	3,608,775
都筑	16	3,303,200
大福寺	8	3,617,608
合計	578	4,194,823

- 1 市立保育所別の人件費を年平均職員数（「非常勤職員・臨時職員」及び「産育休・病休」の人数を含む。）で割り、職員1人当たり人件費を算出している。
- 2 「職員1人当たり人件費」は、各保育所単位に集計した人件費を年平均職員数で割って算出している。

上記の内容を、民間保育所との比較を容易にするため、人数及び金額を年平均園児数の区分別に1施設当たりで表示したものは、以下のとおりである。

年平均園児数	年平均職員数(人)	職員1人当たり人件費 (円)
70人以下	16	4,384,232
70人超 90人以下	21	4,414,595
90人超 110人以下	23	4,234,433
110人超 130人以下	28	3,988,737
130人超 150人以下	33	4,189,442
150人超	—	—

人数及び金額は、保育所ごとに算定した結果の平均を表示している。

民間保育所の職員1人当たり人件費（平成21年度）

年平均園児数	平成21年4月 職員数（人）	職員1人当たり人件費 （円）
70人以下	20	3,500,558
70人超 90人以下	21	3,635,347
90人超 110人以下	26	3,484,255
110人超 130人以下	27	3,485,372
130人超 150人以下	35	3,261,894
150人超	36	3,269,125

- 1 民間保育所別の人件費を平成21年4月1日時点の職員数（「非常勤職員・臨時職員」の人数を含む）で割り、職員1人当たり人件費を算出している。なお、人数及び金額は年平均園児数の区分別に1施設当たりで表示している。
- 2 「職員1人当たり人件費」は、各保育所単位に集計した平成21年度の人件費を、平成21年度の年平均職員数で割って算出し、その平均を表示している。
- 3 人数及び金額は、保育所ごとに算定した結果の平均を表示している。

<分析結果>

市立保育所は、民間保育所より職員1人当たりの人件費が高い。

監査結果

市立保育所が民間保育所と同様の収支計算を行った場合、市立保育所の大半が支出超過（赤字経営）になっている。そのため、市立保育所の収支状況に改善余地があるか否かという視点で市立保育所と民間保育所の経費（特に人件費）を比較・分析する方法により監査を行った結果は、以下のとおりである。

【市立保育所の収支改善（意見）】

市立保育所の収支状況は大部分が支出超過で赤字経営となっている。原因としては、正規職員の多さ、年齢構成の差や勤続年数の長い職員が多いことにより、人件費が高くなっていることが考えられる。

もし、市立保育所の収支が赤字でも許されるとすれば、民間ではできない特別な保育（たとえばへき地における保育）を行うなどが考えられるが、現状の市立保育所では滝沢保育園を除きそのような保育所はないと思われる。

市立保育所と民間保育所は、ともに就学前児童を保育するという共通のサービスを提供しており、特に異なったサービスを提供しているわけではないため、市立保育所であっても民間保育所と同様に経営的視点に立った収支管理をすべきで、民間保育所並みの人件費率を目指すべきであり、対策が必要である。

(参考情報)

・市立保育所の職員配置

平成22年4月2日現在

	正規職員	嘱託職員 (非常勤職員)	臨時職員
保育士	266	-	173
栄養士	5	-	-
調理員	15	54	24
合計	286	54	197

加配・特別保育・産育休・病休を含む

・市立保育所 職種別正規職員の平均年齢及び勤続年数

保育士：平均年齢 39.4 歳、平均勤続年数 18.5 年

栄養士：平均年齢 39.4 歳、平均勤続年数 18.4 年（前職（調理員）を含む）

調理員：平均年齢 45.5 歳、平均勤続年数 21.5 年

2. 職員の配置から見た園児の受入状況

概要説明

保育所の職員（保育士及び調理員等）の人数は、各保育所が独自の基準で決められるものではなく、国の基準として「児童福祉施設最低基準」等があり、各保育所は、この基準を満たすだけの保育士及び調理員等の人数を確保する必要がある。

(1) 児童福祉施設最低基準

すべての保育所は、入所している園児が、明るくて衛生的な環境で、心身ともに健やかに過ごせるように、児童福祉施設最低基準に従った、衛生管理、食事、設備、職員の人数に関する基準を満たさなければならない。

中でも、職員の人数は、児童福祉施設最低基準第33条等により以下のように定められている。

・児童福祉施設最低基準等による配置基準

	区 分	職員の配置基準
保育士	0歳児	乳児 3人につき1人以上
	1、2歳児	幼児 6人につき1人以上
	3歳児	幼児 20人につき1人以上
	4歳児以上	幼児 30人につき1人以上
調理員	定員 45人以下	1人
	定員 46人～150人	2人
	定員 151人以上	3人

(2) 浜松市独自の基準

浜松市の市立保育所では、児童福祉施設最低基準をクリアする形で、独自の基準を設け、児童福祉施設最低基準よりも若干多めの人員配置となるようにしている。

・浜松市独自の配置基準

	区分	職員の配置基準
保育士	0歳児	乳児 3人につき1人以上
	1歳児	幼児 4人につき1人以上
	2歳児	幼児 5人につき1人以上
	3歳児	幼児 20人につき1人
	4歳児以上	幼児 30人につき1人

調理員	係数により人数を算出 (1) 係数の算出基礎 0 歳児 1人につき 2点 1, 2 歳児 1人につき 1.5点 3 歳児以上 1人につき 1点 (2) 配置調理員数 40点以下 8時間職員 1人+4時間パート 1人 41点～ 70点 8時間職員 2人 71点～135点 8時間職員 3人 136点～175点 8時間職員 3人+4時間パート 1人 176点以上 8時間職員 4人 業務の内容には、用務を含む。
-----	---

(3) 職員数の状況

保育所の職員数は、児童福祉施設最低基準等及び浜松市独自の基準を満たさなければならない。現状の市立保育所及び民間保育所の職員の配置状況を記載すると以下のとおりである。

①市立保育所の園児数と職員数の割合（平成21年度）

保育園名	年平均園児数 (人)	年平均職員数 (人)	園児数に対する 職員数の割合
南	137	33	24%
鴨江	134	32	23%
中ノ町	70	22	31%
花川	70	23	33%
神田原	88	23	26%
積志	137	31	23%
三方原	111	28	25%
笠井	104	22	21%
篠原	68	20	29%
江西	94	23	25%
権現谷	143	34	24%
佐鳴台	134	32	24%
寺島	133	33	25%
西	104	26	24%
可美	144	36	25%

滝沢	9	2	22%
鹿島	88	21	24%
舞阪第1	66	20	30%
舞阪第2	87	19	22%
雄踏	140	30	21%
引佐	87	22	26%
三ヶ日	99	22	23%
都筑	55	16	29%
大福寺	21	8	36%
合計	2,323	578	25%

- 1 職員の数、正規職員だけではなく「非常勤職員・臨時職員」及び「産育休・病休」の人数を含んでいる。なお短時間勤務の者も1人としてカウントしている。
- 2 園児数に対する職員数の割合は（年平均職員数÷年平均園児数）により算定している。

上記の内容を、年平均園児数の区分別に集計すると以下のとおりである。

年平均園児数	年平均職員数（人）	園児数に対する職員数の割合
70人以下	16	30%
70人超 90人以下	21	24%
90人超 110人以下	23	23%
110人超 130人以下	28	25%
130人超 150人以下	33	24%
150人超	—	—

人数及び割合は、保育所ごとに算定した結果の平均を表示している。

②民間保育所の園児数と職員数の割合（平成21年度）

年平均園児数	平成21年4月職員数（人）	園児数に対する職員数の割合（平均）
70人以下	20	31%
70人超 90人以下	21	28%
90人超 110人以下	26	25%
110人超 130人以下	27	24%
130人超 150人以下	35	24%
150人超	36	22%

- 1 民間保育所の職員数は、毎年4月1日時点のデータしかないため、平成21年4月1日現在の職員数としている。
- 2 職員の数には、正規職員だけではなく「非常勤職員・臨時職員」の人数を含んでいる。なお短時間勤務の者も1名としてカウントしている。
- 3 園児数に対する職員数の割合は、保育所ごとに（職員数÷年平均園児数）を算定し、その平均を表示している。

<分析結果>

園児数に対する職員数の割合をみると、市立保育所と民間保育所の割合はほぼ同じか、若干民間保育所が多くなっている。

(4) 3歳未満児の受入状況

3歳未満児と3歳以上児では、上記(1)(2)で説明したとおり必要となる職員数が大幅に違う。特に3歳未満児では、保育士1人当たり6名(0歳児では3名)の園児しか受け入れられないのに対し、3歳以上児では、保育士1人当たり20名以上の園児を受け入れることができる(児童福祉施設最低基準)。

市立の各保育所及び民間保育所が受け入れている3歳未満児の状況を調査した結果は以下のとおりである。

①市立保育所の受入状況(平成21年度)

保育園名	年平均園児数 (人)	内3歳未満 園児数(人)	3歳未満児数 の割合
南	137	49	36%
鴨江	134	61	45%
中ノ町	70	27	38%
花川	70	30	43%
神田原	88	40	46%
積志	137	58	43%
三方原	111	44	39%
笠井	104	37	36%
篠原	68	32	47%
江西	94	39	42%
権現谷	143	59	41%
佐鳴台	134	60	45%
寺島	133	58	44%
西	104	49	47%

可美	144	56	39%
滝沢	9	0	0%
鹿島	88	34	39%
舞阪第1	66	27	41%
舞阪第2	87	35	40%
雄踏	140	57	41%
引佐	87	42	48%
三ヶ日	99	35	36%
都筑	55	22	40%
大福寺	21	4	19%
合計	2,323	955	41%

3歳未満児数の割合は、(内3歳未満児数÷年平均園児数)により算出している。

上記の内容を、年平均園児数別の区分別に集計すると以下のとおりである。

年平均園児数	3歳未満児数(人)	3歳未満児数の割合
70人以下	20	33%
70人超 90人以下	38	43%
90人超 110人以下	40	40%
110人超 130人以下	44	39%
130人超 150人以下	57	42%
150人超	—	—

人数及び割合は、保育所ごとに算定した結果の平均を表示している。

②民間保育所の受入状況(平成21年度)

年平均園児数	3歳未満児数(人)	3歳未満児数の割合
70人以下	32	50%
70人超 90人以下	33	44%
90人超 110人以下	47	46%
110人超 130人以下	49	43%
130人超 150人以下	64	45%
150人超	73	44%

3歳未満児数の割合は、保育所ごとに(3歳未満児数÷年平均園児数)を算定し、その平均を表示している。

<分析結果>

3歳未満児の受入状況をみると、市立保育所に比べ民間保育所の方が多くを受けて入れていることわかる。

監査結果

3歳未満児の待機児童が大きな社会問題となっていることにつき、市立保育所における3歳未満児の受入状況の評価という視点で、市立保育所と民間保育所の3歳未満児の受入状況を比較する方法により監査を行った結果は、以下のとおりである。

【3歳未満児の受入状況（指摘）】

職員の配置にあたり、市立保育所では浜松市独自の基準を、民間保育所では児童福祉施設最低基準等を採用しているため、同じ条件であれば市立保育所の方が、民間保育所より多くの職員を配置することになるのだが、職員の配置状況（園児数に対する職員数の割合）をみると、市立保育所と民間保育所の割合がほぼ同じか、若干民間保育所の方が多くなっている。

この理由は、市立保育所に比べ民間保育所の方が、多くの保育士を必要とする3歳未満児をより多く受け入れていることに起因する。

市立保育所は立地的に不便な所にあたり、又は施設が老朽化していたり等、ハード面で民間保育所より劣る面があるため、一概に市立保育所が3歳未満児の受け入れを拒否し、民間保育所に押し付けているとは思わないが、市立保育所でもさまざまな工夫を行い、より多くの3歳未満児を受け入れるよう努力すべきである。

【市立保育所の保育サービスの評価（意見）】

市立保育所の方が、民間保育所に比べ職員1人当たり人件費が高く、民間保育所に比べ能力・経験に優れた保育士等が多数勤務しており、民間保育所に比べより良い保育サービスを提供することが期待される。

したがって、市立保育所では、第三者評価（第4章IV3. 第三者評価（P180）参照）を利用するなど園児1人当たり経費に見合うだけの保育サービスの提供が行われていることの評価を行うとともに、その結果を積極的に外部へ公表することで保護者からの信頼も高まるものと思われる。

3. 市立保育所の委託契約事務

概要説明

(1) 委託業務の内容

市立保育所の委託業務は、各区役所が発注し、支払いをしている。

平成21年度に保育所が業者に委託した業務は以下のとおりである。

・平成21年度 区別委託業務の内容 ○は各区が発注した委託業務

内 容		中区	東区	西区	南区	北区	天竜区
清掃	ごみ処理業務						
	殺そ害虫駆除業務						
	給食室の換気扇清掃業務						
	雑排水槽内の汚泥等の収集・運搬業務						
	雑排水槽内汚泥等の処分業務						
	貯水槽清掃・消毒・水質検査業務						
樹木管理	樹木の害虫駆除業務						
	樹木の剪定業務						
設備保守	冷暖房設備保守点検業務						
	消防設備保守点検業務						
	小荷物用昇降機保守点検業務						
	空調設備保守点検業務						
	電気工作物保守点検業務						
	遊具保守点検業務						
	建築基準法第12条に基づく建築設備の定期点検等業務						
	プール循環浄化装置保守点検業務						
ソーラーシステム暖房設備保守業務							
し尿処理	し尿浄化槽指定検査						
	し尿浄化槽清掃業務						
	し尿浄化槽保守点検						
その他	給食運搬業務						
	セキュリティ業務						
	第三者評価						

浜北区には市立保育所が設置されていないため記載していない（以下図表同様）。

(2) 委託業務の金額

主な委託業務に対する委託金額は、以下のとおりである。

・平成21年度 委託金額の状況

(単位：千円)

区（園児定員合計）		中区 (840)	東区 (270)	西区 (440)	南区 (150)	北区 (460)	天竜区 (70)
内 容							
清掃	ごみ処理業務	464	174	310	58	1,323	160
	殺そ害虫駆除業務	84	35	58	12	55	23
	給食室の換気扇清掃業務	173	33	107	48	74	
	雑排水槽内の汚泥等の収集・運搬業務	302	113	185	34	210	13
樹木管理	樹木の害虫駆除業務	168	178	137		148	
	樹木の剪定業務	354		274	47	335	42
設備 保守	冷暖房設備保守点検業務	735	263	658	67	1,628	
	消防設備保守点検業務	763	291	560	149	421	32
	小荷物用昇降機保守点検業務	265	88		37	227	
	空調設備保守点検業務		70				158
	電気工作物保守点検業務		62			227	
	遊具保守点検業務	42	16	42	5	32	5
	建築基準法第12条に基づく 建築設備の定期点検等業務	319	98	163	32	273	32
	プール循環浄化装置保守点検 業務					32	17
ソーラーシステム暖房設備保 守業務						37	
し尿 処理	し尿浄化槽指定検査					13	
	し尿浄化槽清掃業務					396	
	し尿浄化槽保守点検					20	
その他	給食運搬業務					1,089	
	セキュリティ業務					302	
	第三者評価			300		300	

(3) 委託業務の受託業者

平成21年度に発注した主な委託業務について、業務の内容と受託業者との関係を一覧表にすると以下のとおりである。

・平成21年度 区別受託業者の状況

内 容		中区	東区	西区	南区	北区	天竜区
清掃	ごみ処理業務	A社、 B社	A社、 B社	C社、 D社	A社、 B社	A社、 B社、 E社	F社
	殺そ害虫駆除業務	H社	G社	G社	G社	G社	H社
	給食室の換気扇清掃業務	J社	J社	I社	J社	J社	
	雑排水槽内の汚泥等の収集・ 運搬業務	K社	K社	K社	K社	K社	L社
樹木管理	樹木の害虫駆除業務	O社	O社	O社		P社	
設備保守	冷暖房設備保守点検業務	R社	S社	Q社	R社	T社	
	消防設備保守点検業務	V社	U社	U社	V社	W社	X社
	小荷物用昇降機保守点検業務	Y社	Y社		Y社	Z社	

監査結果

委託業務につき、各区役所単位で発注している委託業務の内容及び金額が適正であるか否か、発注業務が効率的に行われているかという視点で、各契約内容及び金額について各区の内容を比較する方法で監査を行った結果は、以下のとおりである。

【委託業務の担当部署の見直し（意見）】

複数の区で同様の委託業務を発注しているが、同じ内容の業務でありながら委託金額に差が出ているものがあつた。また、特定の区でしか行われていない委託業務もあつた。各委託業務は各市立保育所において必要であるという判断で行われているが、本当に必要なものであるのか否か、また、必要であるにもかかわらず実施されていない業務はないのかという検証が欠けている。

これは、各区役所単位で委託業務を発注していることによる弊害と思われる。

委託業務の発注管理は、各区役所単位ではなく、たとえば中区役所が他の区の分もまとめて発注管理するなど、業務を集約することで必要な業務か否か、発注金額は妥当か

という検証ができるものと思われる。

【委託業務の効率的発注（指摘）】

各委託業務について、複数の区で同じ業者が受託しているものが見受けられた。

特に旧浜松市地区のみである中区、東区、西区、南区においては同じ業者が受託している場合が多く、各区役所単位で委託業務を発注する必要性はないのではなかろうか。むしろ中区、東区、西区、南区など比較的距離の近い市立保育所の委託業務は、中区役所でまとめて発注することで発注業務の効率化及び委託金額の引き下げにつながると思われる。

一方、北区、天竜区など地理的に離れている市立保育所の委託業務は、比較的他の区と異なる業者が受託している場合が多いため、区役所単位での発注を行うことで発注業務の効率化が妨げられることはないと思われる。

各委託業務の内容及び地理的条件等を考慮し、近隣の同種業務は発注をまとめて一つにするなど、一律に区役所単位で発注するのではなく、実態に合った発注方法によるべきである。

4. 市立保育所の固定資産の管理状況

概要説明

(1) 市役所内部における現物チェック

平成21年度より、市立保育所の備品管理は、行政経営基幹システム「コアら」(以下、「コアらシステム」)によってデータベース管理している。

また、毎年、財務部調達課よりの指示を受け、「コアらシステム」のアウトプット帳票に基づいて、保育課監督のもと各保育所で現物調査を行っており、実施結果は以下のとおりである。

年度	通知日付	提出期限	結果
平成21年度	H21/8/31	H21/9/30	システム登録と現物は漏れなく一致
平成22年度	H22/7/1	H22/7/30	システム登録と現物は漏れなく一致

(2) 備品の返納について

備品が破損修理不能及び老朽化による今後の使用見込みが認められない場合には、各市立保育所で「物品返納報告書」を作成し、当該申請に基づいて保育課にて廃棄登録を行っている。

なお、返納の際に、財産プレート(シール)及び返納備品の写真等を添付することは義務付けられてはいない。

平成21年度の備品返納実績は以下のとおりである。

返納備品件数	シール添付
189件	10件

監査結果

固定資産の現物管理及び返納処理手続きにつき、資産管理の適正化の視点で、関連部署へのヒアリング、現物チェック結果報告資料等の閲覧及び物品返納報告書の閲覧等の監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

【内部チェックの強化(意見)】

市立保育所の備品管理状況及び現物調査の状況については、不定期に財務部調達課による現物チェックが行われているが、指導監査時にも登録備品を数件抽出し、現物確認を行うとともに、財産プレート(シール)の貼付状況を確認することが必要である。

【備品返納時の財産プレート（シール）の添付（意見）】

備品の返納申請を行う場合には、返納対象となる備品の実在性を確認するために、財産プレート（シール）又は、返納備品の写真等を添付する必要がある。

5. 民間保育所の資金管理

概要説明

保育所内で物品（写真及び絵本等）の販売を行った場合、原則として実費のみを保護者から徴収することとなっているが、実費の徴収において差額の発生する可能性があり、浜松市では、この差額を「雑入処理」するよう指導している。

これらの処理を統制するために、現在、指導監査時において次の点を口頭によって確認している。

- ①原則としての実費での徴収を行う。
- ②差額が生じた場合には、「雑入処理」を行う。
- ③父母会等の資金及び銀行口座については、保育所から独立した運営・管理を行う。
- ④保育所職員等は③の資金及び銀行口座への関与はしない。

なお、他の市町村では、物品等の販売収入等の会計処理を行わず、それらのプール金の横領が露見した事例も見られる。

監査結果

保育所における資金管理方法につき、簿外資金のプール及び不正に対する防止施策を確認する視点で、関連部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧等の監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

【資金管理方法に対するチェック強化（意見）】

保育所会計の中で「実費徴収処理」又は差額が発生した場合の「雑入処理」が行われている場合には、不正リスクを防止するためにも、入金・出金の総額が適時に記載され、かつ網羅的に処理されているかを、監事監査等を活用しながら、徴収処理内容の資料確認を行っていくことが有効である。また、指導監査の手続の中でも、資金管理のチェックをより厳格に行っていくことも重要である。

なお、実費徴収処理されている場合でも、差額部分を父母会等の会計で受け入れている可能性は否定できないことから、雑入処理の計上漏れを防止するためにも、上述のチェックに加え、必要に応じて父母会等の会計資料の閲覧を行うことも検討すべきである。

なお、園児保護者は就業中等多忙のため、父母会業務に積極的に関わるのが困難であり、父母会は有名無実で実質上、保育所の職員等が通帳を管理していることが多いものと推測される。このような形式だけの父母会の場合には、本来はその入出金も保育所会計に計上すべきものとする。

6. 民間保育所役員（理事及び監事）の機能強化

概要説明

(1) 理事会の機能強化

平成21年度の指導監査時の事前調査票によると、理事会の開催状況は以下のとおりである。

開催回数	法人数
2回	1法人
3回	10法人
4回	6法人
5回	2法人
合計	19法人

(2) 監事監査の機能強化

決算時の監事監査の実績時間

指導監査時の事前調査票によると、決算時の監事監査の実績時間は以下のとおりである。

	件数	構成比
2時間程度	8件	43%
～3時間	1件	5%
～4時間	5件	26%
～5時間	1件	5%
5時間～	3件	16%
監査時間不明	1件	5%
合計	19件	100%

また、19法人のうち13法人が「監事監査の結果、指摘等はなし」とされている。

監事の報酬

監事の報酬は、理事会出席を含め、支給していないことが多く、1回3,000円～5,000円程度の旅費等の支給のみとなっている。

監査結果

平成21年度の指導監査を実施した19法人につき、理事会及び監事監査の有効性及び実行可能性の視点で、指導監査時の事前調査票のレビュー及び関係者へのヒアリング等の監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

【理事会の運営状況（意見）】

平成20年度における理事会開催回数は19法人のうち11法人では2回～3回となっている。

民間企業では、取締役の業務執行を監督し、組織的な意思決定を機動的に実施するため、会社法において最低3ヶ月に1度の取締役会の開催が義務付けられている。

保育所を運営する社会福祉法人において、理事会の開催回数が少ないのは、理事会の専決事項が、予算及び決算の承認等に限定され、他の事項は理事長の専決事項とされているためと考えられる。

しかし、昨今の社会福祉法人に関連する不祥事の発生や理事及び監事の本来担うべき責任を考えると、理事長の専決事項の中には、本来、理事会による審議が必要な重要事項も含まれていると考えられる。

業務運営理事の業務執行監督を有効に実施するとともに、機動的な意思決定を行っていくためにも、理事会の専決事項の拡充を図り、法人運営の適正化を図っていく必要性が感じられる。

【監事監査時間の確保（意見）】

19法人のうち、決算時の監査時間が4時間以下と回答した法人は14法人（7割強）であり、大半の法人において監事監査が半日程度で終了している。また、13法人について「監事監査の結果、指摘等はなし」であり、監事監査の監督機能が十分に機能しているか疑問が感じられる。

業務執行理事の業務執行に対する監督機能を強化するためにも、監事監査機能の充実を検討していく必要がある。

【役員の報酬（意見）】

保育所運営法人では、「役員の名による報酬の支給は行わない」と定款等で規定し、役員（理事及び監事）への報酬を支給していないことが多いが、勤務実態に即して報酬を支給することに問題はないと考えられる。

役員の機能を強化するとともに、責任を明確にするためにも、遂行した業務に応じた報酬の支給を検討していく必要があり、報酬を支給するのであればこのための規程整備が必要である。

．指導監査及び第三者評価

1. 指導監査の状況

概要説明

(1) 指導監査の定義

社会福祉法人及び社会福祉施設（以下「社会福祉法人等」という）に対する指導監査は、社会福祉法人等の適正な運営と円滑な事業経営のために、関係法令・通知等を遵守し適正な事業運営を実施しているか否かを個別的に明らかにし、必要に応じて法人及び施設に対して是正措置を講じさせるとともに、さらにその水準向上のための助言、指導を行うことにより、利用者の福祉の向上を図るものである。

指導監査には、「一般指導監査」と「特別指導監査」の2種類がある。

「一般指導監査」は、関係法令・通知や指導監査方針に基づき、毎年度1回定期的に行われる監査であり、必要に応じ、指導事項の是正状況を確認する確認監査も行われている。

「特別指導監査」は、社会福祉法人等の運営等に重大な支障が生じるおそれがある、又は生じている場合や不祥事が発生した場合等に特定の事項について重点的に指導するために行われるものである。

(2) 指導監査の体制

現在の福祉総務課 指導監査担当の執務体制は以下のとおりである。

(平成22年10月1日現在)

役職	人数	在籍期間	
担当課長	1名	6ヶ月	H22/4より配属
グループ長	2名	2名とも、6ヶ月	H22/4より配属
職員	3名	A 5年3ヶ月	H17/7より配属
		B 2年6ヶ月	H20/4より配属
		C 4年6ヶ月	H18/4より配属
合計	6名		

指導監査は、対象の規模等を勘案して、指導監査担当2名以上の編成により、平成22年度の施設監査は保育所のみならず、その他の社会福祉施設を合わせ262施設を対象として、約9ヶ月間という限られた期間の中で実施する計画となっている。指導監査の実施に当たっては、指導監査事項の区分ごとに関係法令及び関係指導指針についての十分な知識及び経験が必要である。

(3) 計画及び実績との対比

平成21年度指導監査計画と指導監査実績との対比

	指導監査対象	計画	実施
社会福祉法人(原則:隔年実施)	73件	38件	38件
児童福祉施設 (民間保育所)	61件	61件	61件
公立施設 (市立保育所)	24件	24件	24件
合計	158件	123件	123件

平成22年度の指導監査計画

	指導監査対象	計画
社会福祉法人(原則:隔年実施)	75件	41件
児童福祉施設 (民間保育所)	61件	61件
公立施設 (市立保育所)	24件	24件
合計	160件	126件

(5) 指導監査委員会

指導監査委員会とは

指導監査委員会は、社会福祉法人、社会福祉施設、介護老人保健施設、社会福祉行政の実施機関である福祉事務所及び児童相談所に関する指導監査の方針その他について協議し、指導監査事務を計画的かつ効果的に実施するための組織である。

所管事項としては、以下のとおりである。

- i) 指導監査の実施方針及び実施計画
- ii) 指導監査の結果において改善又は是正を要する事項の指示
- iii) 問題点、不正、不祥事等の対処方針
- iv) その他委員会の設置目的に照らし必要と認められる事項

指導監査委員会の開催状況

第1回目は、5月に実施、前年度実施分の総括（改善指導事項及び助言指導事項）と、当年度の指導監査計画について協議する。

第2回目以降は、8月～2月にて、毎月実施し、前月の指導監査実施内容について、改善指導事項及び助言指導事項の該当・非該当を協議し、審議結果に応じて、各法人又は施設に対して「指導監査結果の通知」を行う内容を協議する。

平成21年度における指導監査委員会の開催状況は以下のとおりである。

	開催日時	参加者数（名）			協議内容
		委員等	事務局	合計	
第1回	H21/5/26	10	5	15	i) H20年度未報告分の是正・改善報告 ii) H20年度の指導監査結果の公表について iii) H21年度の指導監査方針及び指導監査計画 iv) 6月・7月の指導監査日程について v) その他、事務連絡等
第2回	H21/8/12	10	6	16	i) 6月・7月の指摘事項の確認について ii) その他、事務連絡等
第3回	H21/9/10	9	6	15	i) 8月の指摘事項の確認について ii) その他、事務連絡等
第4回	H21/10/13	10	6	16	i) 9月の指摘事項の確認について ii) その他、事務連絡等
第5回	H21/11/10	(持ち回り協議)			i) 10月の指摘事項の確認について ii) 指摘事項に対する是正・改善報告について iii) その他、事務連絡等

第6回	H21/12/14	10	5	15	i) 11月の指摘事項の確認について ii) 指摘事項に対する是正・改善報告について iii) その他、事務連絡等
第7回	H22/1/14	9	5	14	i) 12月の指摘事項の確認について ii) 指摘事項に対する是正・改善報告について iii) その他、指導監査結果の公表方法の検討及び連絡等
第8回	H22/2/10	9	5	14	i) 1月及び2月の指摘事項の確認について ii) 指摘事項に対する是正・改善報告について iii) その他、事務連絡等

(6) 指導監査結果

平成21年度指導監査の指導事項等の総括は以下のとおりである。

	指導監査対象	指摘区分	
		改善指導	助言指導
社会福祉法人	38件	(※) 4件	88件
児童福祉施設 (民間保育所)	61件	3件	163件
公立施設 (公立保育所)	24件	—	5件
合計	123件	(※) 7件	256件

「社会福祉法人」の改善指導事項4件のうち、保育所運営に係る事項は2件である。

(7) 改善フォロー手続

平成21年度の指導監査に係る指導監査実施日から指導監査対象保育所等(保育所及び運営法人)からの最終報告が完了するまでの改善フォロー結果は以下のとおりである。

指導監査対象 保育所等	指導監査実施日	指導監査委員会	指導監査結果 通知日付 【市→保育所等】	市受領日付 (報告受領) 【保育所等→市】	市受領日付 (報告最終受領) 【保育所等→市】
保育所	H21/6/23	H21/8/12	H21/8/17	H21/9/24	H22/1/4
法人・保育所	H21/6/23	H21/8/12	H21/8/17	H21/10/14	
法人・保育所	H21/6/24	H21/8/12	H21/8/17	H21/9/10	
保育所	H21/6/26	H21/8/12	H21/8/17	H21/9/8	
法人・保育所	H21/6/26	H21/8/12	H21/8/17	(A) H22/2/18	
法人・保育所	H21/6/29	H21/8/12	H21/8/17	H21/9/16	H22/4/26
保育所	H21/7/2	H21/8/12	H21/8/17	H21/9/4	
保育所	H21/7/2	H21/8/12	H21/8/17	H21/9/2	

第4章 IV. 指導監査及び第三者評価

保育所	H21/7/3	H21/8/12	H21/8/17	H21/10/2	H22/4/21
法人・保育所	H21/7/7	H21/8/12	H21/8/17	H21/10/20	H22/5/11
法人・保育所	H21/7/10	H21/8/12	H21/8/17	H21/9/14	H22/5/12
保育所	H21/7/10	H21/8/12	H21/8/17	H21/10/14	
法人・保育所	H21/7/14	H21/8/12	H21/8/17	H21/10/16	
保育所	H21/7/14	H21/8/12	H21/8/17	H21/9/28	H21/12/21
保育所	H21/7/16	H21/8/12	H21/8/17	H21/10/26	
法人・保育所	H21/7/16	H21/8/12	H21/8/17	H21/9/25	H22/1/6
法人・保育所	H21/7/21	H21/8/12	H21/8/17	H21/9/28	
法人・保育所	H21/7/28	H21/8/12	H21/8/17	H21/9/3	
保育所	H21/8/4	H21/9/10	H21/9/15	H21/10/7	H22/5/13
法人・保育所	H21/8/6	H21/9/10	H21/9/15	H21/11/4	
法人・保育所	H21/8/18	H21/9/10	H21/9/15	H21/11/13	
保育所	H21/8/18	H21/9/10	H21/9/15	H21/10/30	H22/1/4
保育所	H21/8/24	H21/9/10	H21/9/15	(B) H21/12/3	
法人・保育所	H21/8/27	H21/9/10	H21/9/15	H21/10/2	H21/12/16
保育所	H21/8/28	H21/9/10	H21/9/15	なし	
法人・保育所	H21/9/3	H21/10/13	H21/10/16	H21/12/16	
保育所	H21/9/7	H21/10/13	H21/10/16	H21/11/20	
法人・保育所	H21/9/11	H21/10/13	H21/10/16	H21/10/29	
法人・保育所	H21/10/15	H21/11/17	H21/11/20	H21/12/22	
保育所	H21/10/15	H21/11/17	H21/11/20	H21/12/9	
法人・保育所	H21/10/23	H21/11/17	H21/11/20	H22/1/14	H22/4/1
保育所	H21/10/27	H21/11/17	H21/11/20	H22/1/14	
保育所	H21/10/27	H21/11/17	H21/11/20	H21/12/25	H22/5/13
法人・保育所	H21/10/29	H21/11/17	H21/11/20	H21/11/26	
保育所	H21/11/6	H21/12/14	H21/12/22	(C) H22/3/18	
法人・保育所	H21/11/12	H21/12/14	H21/12/22	(D) H22/3/26	
保育所	H21/11/16 ,17,24	H21/12/14	H21/12/22	なし	
保育所	H21/12/3	H22/1/14	H22/1/21	H22/3/11	
保育所	H21/12/11	H22/1/14	H22/1/21	(E) H22/4/30	
保育所	H21/12/15	H22/1/14	H22/1/21	H22/3/30	

監査結果

指導監査の体制や一連の流れ、手続及び平成21年度の指導監査の指導事項に対する各指導監査対象保育所等の改善対応状況につき、有効性及び適正性の視点で、指導監査委員会の議事録、指導監査結果通知及び報告書の閲覧及び関連部署へのヒアリング等の監査手続を実施した。その結果は、以下のとおりである。

【指導監査体制の整備（意見）】

指導監査の実施に当たっては、指導監査事項の区分ごとに関係法令及び関係指導指針についての十分な知識及び経験が必要であり、そのような指導監査ノウハウの蓄積が課題となる。この点、指導監査担当6名のうち、上席者3名全員（担当課長及びグループ長2名）が平成22年4月の人事異動で同時に配属されており、この人事ローテーションでは、指導監査の実効性を確保できないのではないかと感じられる。

指導監査をより有効に行うためにも、事前調査票に過度に依存する必要のないノウハウの蓄積及び業務の特殊性を考慮した適時適切な人事ローテーションによる人材の確保・育成が必要である。

【報告書の提出遅延（指摘）】

「指導監査実施結果について（通知）」を通知した日から、本来は、2ヶ月以内に、「指導監査結果に係る是正又は改善の報告について」を報告書として、提出することとされているが、報告書の提出が、期限を大きく遅延しているものがみられた。

指導監査の改善フォローをより適時・適切に実行させるためにも、報告期限の順守を徹底させるべきである。

	通知日付	報告書の受領日付	提出期限からの経過期間
A	21/8/17	22/2/18	約4ヶ月程度

助言指導事項への改善方法等を理事会に報告した日付をもって、是正改善日付としていたが、理事会への報告日付を改善是正日付とするのであれば、本来は、「是正又は改善計画」を提出期限までに提出し（第1段階）、理事会における報告終了後に、「計画実施分」に係る報告書を再度提出（第2段階）するべきであったと考える。

なお、理事会報告日付（平成21年12月19日）から、報告書の提出までに2ヶ月程度の期間を要していることも考えると大幅な遅延であるといえる。

	通知日付	報告書の受領日付	提出期限からの経過期間
B	21/9/15	21/12/3	約1ヶ月程度

助言指導事項への改善方法等に時間を要することが明確であったならば、本来は、「A」と同様に、「是正又は改善計画」を提出期限までに提出し（第1段階）、改善完了後に、「計画実施分」に係る報告書を再度提出（第2段階）するべきであったと考える。

	通知日付	報告書の受領日付	提出期限からの経過期間
C	21/12/22	22/3/18	約1ヶ月程度

是正改善日付は、平成22年1月10日とされており、十分に提出期限に提出を行うことは可能であったと考えるが、実際の報告書の提出は、是正改善日付から2ヶ月超経過した日付となっている。指導監査対象保育所等の提出遅延によるものであるが、指導監査対象保育所等への報告書の提出を督促する必要があったと考える。

	通知日付	報告書の受領日付	提出期限からの経過期間
D	21/12/22	22/3/26	約1ヶ月程度

是正改善日付は、理事会の開催日付と考えられる平成22年3月20日とされているが、理事会の開催日程により報告書の提出が遅延するのであれば、「A」と同様に、本来は、「是正又は改善計画」を提出期限までに提出し（第1段階）、理事会における報告終了後に、「計画実施分」に係る報告書を再度提出（第2段階）するべきであったと考える。

	通知日付	報告書の受領日付	提出期限からの経過期間
E	22/1/21	22/4/30	約1ヶ月程度

2月末に指導監査対象保育所等より連絡があり、通知が到着していないことを認識したため、2月末に再送付を行った。そのため、再送付より2ヶ月以内を例外的に提出期限とし、当該提出期限は遵守されている。

2. 認可外保育施設への指導

概要説明

(1) 認可外保育施設の把握

認可外保育施設は、その設置にあたり市への届出義務があり、児童福祉法第59条の2から第59条の5において届出対象施設として以下のとおり定めている。

認可外保育施設の届出対象施設	認可外保育施設の届出対象外施設
児童福祉法第39条に規定する業務を目的とする施設であって、1日に保育する乳幼児が一時保育も含め常時6人以上の施設。	1日に保育する乳幼児が一時保育の児童も含み常時5人以下の施設。 ※約款、パンフレット等の書面で確認できない場合や、実態として6人以上の保育が行われている場合は届出対象となる。
	事業所内保育施設。ただし、当該施設の労働者以外の乳幼児を1日6人以上保育する場合は届出の対象となる。(※労働者とは、当該施設の事業主と労働契約を結んでいる従業員を指す。)
教育を目的とする施設(塾等)であって、対象の乳幼児が1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親とはなれていることを常態としている児童が6人以上いる場合は届出の対象となる。	院内保育施設。ただし、当該施設の労働者以外乳幼児を1日6人以上保育する場合は届出の対象となる。(※労働者とは、当該施設の事業主と労働契約を結んでいる従業員を指す。)
	店舗その他事務所において顧客の乳幼児を保育する施設で、当該顧客以外の乳幼児を1日6人以上保育する場合は届出対象となる。 (例：デパート、自動車教習所、歯科診療所等)
その他右の条件にはまらない施設。	<ul style="list-style-type: none"> ・親族間の預かり合い。 ・イベント等により半年を限度として臨時に設置されている施設。 ・幼稚園が行う預かり保育 ・幼稚園が預かり保育を超えて行う保育は届出対象外。(法上は児童福祉法の対象となるが、幼稚園所管部局が幼稚園に対する指導の一環として指導する。)

浜松市では、上記にかかわらず、全ての認可外保育施設に対し届出を求め、立入調査を実施している。

(2) 認可外保育施設への立入調査

認可外保育施設への立入調査は、こども家庭部保育課で実施されているが、認可保育所における指導監査は、社会福祉部福祉総務課指導監査担当が実施している。認可保育所の指導監査は、施設における指導監査を毎年行い、隔年毎に法人本部の指導監査が実施されている。

認可外保育施設では、毎年度、「認可外保育施設運営状況報告書」を市長あてに提出させており、これを受けて、認可外保育施設への立入調査は、施設長あてに「認可外保育施設立入調査の実施について」という書面により実施日時等が指定され実施されている。

「認可外保育施設運営状況報告書」は、施設の名称、所在地から開所時間、利用料、保育児童数、保育従事者の数等12ページにわたり数多くの事項について報告させており、立入調査の際の資料として利用されている。

監査結果

未届保育施設の設置状況について網羅性の視点から、また、認可保育所への指導監査及び認可外保育施設への立入調査について二課（社会福祉部福祉総務課指導監査担当及びこども家庭部保育課）で担当していることについての効率性及び牽制効果について関係書類、担当課職員とのヒアリング等により監査した結果は以下のとおりである。

【市民情報等による施設の把握（指摘及び意見なし）】

担当課職員とのヒアリング調査によれば、未届保育施設の確認方法として、市民や職員からの情報提供等の回答であった。そのため、網羅性を確認するため、NTTのタウンページを利用し、平成21年度に実施された保育施設とタウンページ掲載の保育施設を突合し、未届保育施設の把握及び立入調査が全件実施されているか確認した。その結果、「住吉園」「どれみ保育園」「ひまわり保育園」の3施設について立入調査の実績がなかった。担当課職員に確認したところ、「住吉園」は、平成21年10月10日に廃園、「どれみ保育園」は平成21年6月30日に廃園、「ひまわり保育園」は認証保育所（はなのこ保育園）となり、名称変更したとのことであった。全施設とも、関係書類で廃園、名称変更等を確認することができた。よって、現在タウンページで確認でき得る保育施設について全件立入調査が実施されており、問題とすべき事項はなかった。

【立入調査実施状況（意見）】

浜松市では届出済みの認可外保育施設について全件立入調査を実施している。児童福祉法第59条では、「都道府県知事（浜松市の場合は市長）は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、保育施設として届出していないもの又は認可外保育施設について、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。（要旨抜粋）」と定めている。この規定

は、立入調査を義務付けているものではなく、立入調査を行うことができる旨を定めているに過ぎない。しかし、浜松市は毎年（事業所内保育施設については2年に1回）立入調査を実施している。その理由について保育課に確認したところ、立入調査の重要性から慣例的に毎年実施していたという回答をいただいた。立入調査を実施することに何ら問題とすべきことはないが、未届の保育施設の掘り起こしについても時間と労働力を費やすべきである。

仮に未届保育施設が存在し、保育中に事故等があれば、監督責任を問われるのは必然である。よって、未届保育施設の掘り起こしについての対応を検討すべきものとする。

【二課で担当していることによる弊害（意見）】

指導監査は、認可保育所を対象に主として施設の設置状況及び運営状況（会計監査を含む）について監査を実施しているのに対し、立入調査は、認可外保育施設を対象に保育の質に重点を置いた調査を実施している。これは、認可外保育施設は、ごく小規模な施設がほとんどで、十分な保育サービスが提供されないおそれがあり、保育士等を同伴して保育サービスの実態についての調査が必要と判断されたためである。

ところで、認可保育所及び市立保育所の指導監査と認可外保育施設の立入調査がどちらか一方からの視点でのみ行われていることに問題はないのであろうか。確かに指導監査では、保育の質の面からのアプローチも行われているが実施内容も実施時間も十分とはいえない。

認可保育所、市立保育所及び認可外保育施設も、低年齢の児童を保育する施設であることは何ら変わりなく、補助金等も交付されていることから、全ての施設について、施設の設置・運営状況の指導監査と保育サービスについての両面からの監査を実施する必要があると思われる。担当課の人数も少ないことから、実現することは困難かもしれないが、双方の要素を取り入れた監査の体制を構築して両面からアプローチする等の工夫が必要と考える。

3. 第三者評価

概要説明

第三者評価とは、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業である。

静岡県では、厚生労働省の通知に基づき、都道府県として第三者評価事業の認証を行っており、平成22年3月19日現在、合計13機関が認証されている。また、第三者評価の結果については静岡県のホームページで公開されており、誰でも見られる状態となっている。

浜松市では、平成12年3月30日厚生省児童家庭局長通知による「保育所運営費の経理等について」に基づき、第三者評価を受審、公表した民間保育所については、保育所運営費の弾力運用「適用Ⅲ」に該当するものとして、適用Ⅰ、Ⅱと比較し運営費の使途範囲の幅が広がる等、経営の自己裁量の拡大を認めている。この制度により、民間保育所については間接的に第三者評価が促される形となっていると言える。

浜松市では市立保育所につき、1年度3件の予算を確保し、3園ずつ第三者評価を受けている。過去3年度の浜松市所在保育所の第三者評価受審件数は、平成19年度10件（市立3件、民間7件）、平成20年度11件（市立3件、民間8件）、平成21年度10件（市立3件、民間7件）であり、受審園及び受審機関は以下のとおりである。

なお、市の負担費用は、以下のとおりであった。

- ・平成19年度 1,050千円（3園合計）
- ・平成20年度 900千円（3園合計）
- ・平成21年度 789千円（3園合計） 3年間の1園平均 304.3千円

<市立>

年度	園名	受審機関
19	寺島、三方原、佐鳴台	(福)静岡県社会福祉協議会
20	西、三ヶ日、篠原	(福)静岡県社会福祉協議会
21	引佐、神田原	(福)静岡県社会福祉協議会
	花川	(社)日本経営士会静岡経営支援センター

<民間>

年度	園名	受審機関
19	住吉、ひまわり、和光、みどり、館山寺、いずみ	(福)静岡県社会福祉協議会
	さざんか	セリオコーポレーション(有)
20	ハロー、住吉第二、市野与進、志都呂、細江	(福)静岡県社会福祉協議会

	浜松東、浜っ子	(社)日本経営士会静岡経営支援センター
	ちゅうりっぷ	セリオコーポレーション(有)
21	蒲、ルミーナ、ルンビニー、ロイコス、エオス、ヘリオス、天林寺	(福)静岡県社会福祉協議会

第三者評価では、保護者からの保育所に対する意見・要望などもアンケートで集計し、数値化できるものは数値化し、自由記載のものは列挙にて報告書に掲載している。

浜松市の平成19年度～21年度受審の市立9園の報告書に記載されていた自由記載の意見・要望は主に以下のとおりである。

<ul style="list-style-type: none"> ・子供が毎日楽しく通っており、週末も「今日、保育園ある？」と尋ねる程大好きです。先生方もやさしく子供達一人一人をきちんと見てくれているという実感が有り、親子共々大変満足しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・行事など工夫していて、親も見ていて楽しめて良いと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・うちの子供のクラスの先生は、子育て経験もあり、とても信頼のできる先生です。とても安心してあずけられます。
<ul style="list-style-type: none"> ・普段、保育時間であった事を連絡帳に毎日記入して頂いているので、子供の様子が分かり大変嬉しく思っています。たとえ小さなすりきずでも知らせてくれますので。
<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の先生方に親身のお世話をいただき、子供達が日々成長していることを実感しています。保育園の先生方や保育行政の担当の方々に心から感謝しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・外部から簡単に侵入できそうでこわい。もう少し防犯対策をしっかりとしてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・子供の面倒をよく見てもらっています。正職員と非常勤職員といると思います、同じ勤務条件・同じ責任がどちらにも課せられるとしたら非常勤職員を正職員に昇格させるべきだと思います。(保育にも)影響を及ぼすと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・祝日、休日、夜間にも開園して下さると助かります。
<ul style="list-style-type: none"> ・園にも苦情ボックスが設置されていますが、大事になりそうで利用しにくい。こういう形のアンケートであれば本音が出やすい。定期的に行ってほしい。苦情申告書は記名式なのでなかなか言えない。
<ul style="list-style-type: none"> ・行事をなるべく土曜日にしてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・慌ただしいが、少しでもいいので一日の子供の様子を聞かせてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・私立と公立で保育料は同じなのに、保育の内容(英会話とかスイミングがあるとか)がぜんぜん違うので、もう少し市立保育所の内容を充実させてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・親は、なんとかして仕事を休み、時間を作って、子供の日々の保育園での様子を見たいのですが、なかなか保育園と都合がつかいません。このような第三者評価機関が、アポイントメントなしで保育園を個々に訪れ、チェックなどしていただき、その評価を私達にフィードバックして教えていただけたら、とてもうれしいです。

<ul style="list-style-type: none"> ・男性の保育士がいてもよいと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・上の子の小学校の参観会の日や持病の通院の日等、お仕事がお休みならば、保育園をお休みさせて下さい、と言われたことがありました。もう少し柔軟な対応はしていただけないのか、すごく辛いと感じました。
<ul style="list-style-type: none"> ・保育料がもう少し安くなると家計に助かります。
<ul style="list-style-type: none"> ・園舎や運動場がせまい。入所児童が多い中、もう少し広くしてほしいです。耐震工事、安全対策等が不安。遊具・玩具が少なく、古い物が多い。
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、主食だけは自宅から持って行くようになりこの暑さで食中毒が心配です。保管場所も教室の自分のかばんの中で大丈夫なのでしょう。何かあってからでは、遅いと思うのですが、なぜ主食は自前なのでしょう。
<ul style="list-style-type: none"> ・初めてこんな調査がある事を知りました。もっと保育をしてほしく待っている方がたくさん居ると思います。保育園と幼稚園と連携を組むとか、場所を変えるなどの対策があればもっと充実するのではないかと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日に預けるのを頼みづらい。
<ul style="list-style-type: none"> ・登園・降園時間を指定されるのはどうか？と思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・先生の異動が激しすぎる。先生が2年ぐらいで変わるので（早すぎる）不安になる。園長の交代が2年ごとにあり、早すぎると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・転勤や引越して浜松市民となって、子供を保育園に入れたくても定員オーバーで入所させられないの一点張りだったり、園の開園時間や延長保育も全く改善が見られなかった。
<ul style="list-style-type: none"> ・市役所では8:00～5:00まで働いてないと入れない、と言われたのに、(略)4:15に遅番の先生だけになるのでその前にお迎えに来て下さい、と言われました。
<ul style="list-style-type: none"> ・園長先生によって方針や雰囲気もずいぶんかわります。降園時間等も今の園長先生にはずいぶん柔軟に対応してもらっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・保育時間の延長や早期よりの預かりがあれば、保護者の職業選択の幅もひろがる。

監査結果

第三者評価受審につき、報告書の活用がされているか、意見の取り入れがなされているかの視点により、評価結果の周知方法、指摘等に対する対応の確認方法、記載意見に対する取り組み等を確認した。結果は以下のとおりである。

【評価受審機会の増加（意見）】

浜松市に所在する保育所は、平成22年4月1日現在、市立24園、民間61園の合計85園である。第三者評価を受審しているのは過去3年度で年約10件ずつであり、受審率は11.7%に過ぎない。

第三者評価は、保育所内部又は市の職員にとっては外部の評価を聞くことのできる貴

重なる機会であり、また利用者側にとっては公表された評価結果により保育内容や保育所の状況を把握できる客観的な評価である。保護者のアンケートでも、自由記載のアンケート方式は好評であり、外部の意見が聞ける良い機会であるとの記載もあった。市立のみならず民間保育所についても協力を依頼し、受審件数の増加に向けた取り組みが必要と思われる。

【評価結果への対応の確認（意見）】

評価結果は、直接第三者評価を受けた保育所に送付され、その後市の保育課で内容を確認、対応策についてその保育所より報告を受け、市立保育所分については園長会にて報告される。しかし、対策の必要性を受けた園について、その後その評価結果が活かされているかの実地の確認作業は簡単にしか行われていなかった。

保育所には年に1度、市による指導監査が行われるが、この監査項目の中に簡単に、評価結果に対する対策を取ったかの項目があり、取ったとの回答の場合は内容の確認をしているとのことであった。しかし、より具体的な対策について保育所側で記述できる項目を作り、記述について保育課と情報共有することも検討してはどうか。これにより、第三者評価がその後の保育所指導、サポートにより有効に活用できるとと思われる。

【評価結果の他保育所への活用（意見）】

評価結果については、市立保育所については毎月開催される園長会にて報告され、情報の共有がなされていた。

予算の関係上、第三者評価を受審できる保育所が限られてくるとのことであったが、得られた結果を活用することについては制限はない。よりよい保育を提供するために、情報共有に留まらず、評価結果に基づいた工夫や他保育所との保育士レベルでの情報交換なども積極的に行っていただきたい。

【第三者評価報告書の保護者意見の取り入れ検討（意見）】

第三者評価報告書には、上記のとおり、様々な保護者からの意見が掲載されている。全ての要求に応えることは無理だろうが、具体的な要望については個別回答の形でホームページ上に掲載するなど行ってはいかがだろうか。意見を聞いてもらえたという安心感とともに、理由を記載して対応すれば、保育所や保育課への理解も深まるとと思われる。